

東海市防災会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、東海市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 東海市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 東海市水防計画を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員30人以内をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (2) 市の教育委員会の教育長
 - (3) 市の消防機関の長のうちから市長が任命する者
 - (4) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (5) 市長が特に必要と認めて任命する者
- 6 委員の任期は、それぞれその職にある期間とする。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、必要に応じて専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、愛知県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(会議)

第5条 防災会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 防災会議は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第6条 防災会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の組織及び運営に関し、必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年条例第1号)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 東海市水防協議会条例(昭和56年東海市条例第11号)は、廃止する。

附 則 (平成18年条例第1号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年条例第2号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

東海市防災会議委員 (委員29人)

令和8年(2026年)1月 現在

会長	市長	
委員	副市長	東海市医師会長
	副市長	東海市医師会理事
	教育長	東海市歯科医師副会長
	消防長	東海市薬剤師会長
	とうかい防災ボランティア・ネット会長	東海市コミュニティ推進地区連絡協議会長
	日本福祉大学教授	知多メディアネットワーク(株) 地域情報部編成課長
	東海市消防団長	(一社)愛知県トラック協会知多支部長
	愛知県知多県民事務所 次長兼県民防災安全課長	日本赤十字社東海地区奉仕団長
	愛知県知多保健所 次長兼総務企画課長	東海市社会福祉協議会長
	愛知県知多建設事務所 企画調整監	東海市防災活動協会事業者協会会長
	東海警察署 警備課長	東海市シニア連合副会長兼女性部長
	陸上自衛隊 第35普通科連隊重迫撃砲中隊長	東海市民生委員・児童委員連絡協議会長
	西日本電信電話(株) 東海支店設備部長	東海市肢体不自由児父母の会会長
	東邦ガスネットワーク(株) 設備部名古屋事業所長	東海市臨海工業地帯保安連絡協議会 (東レ(株)東海工場環境保安課長)
	中部電力パワーグリッド(株) 緑営業所長	

東海市災害対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項第23条の2第8項の規定に基づき、東海市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(災害対策本部長及び災害対策副本部長)

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部)

第3条 本部の事務を分掌させるため、本部長が必要と認める数の部を置く。

2 部に部長及び部員を置く。

3 部長は災害対策本部員のうちから、部員はその他の職員のうちから本部長が指名する。

4 部長は、本部長の命を受けて部の事務を掌理する。

5 部員は、部長の命を受けて部の事務を処理する。

(雑則)

第4条 この条例に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

東海市災害対策活動要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）及び東海市災害対策本部条例（昭和44年東海市条例第87号。以下「条例」という。）並びに東海市地域防災計画に基づき、災害対策活動を有効かつ適切に実施し、地域住民の生命及び財産を災害から保護し、及び救護し、被害を最小限度にとどめるための措置を講じ、並びに被災した公共施設の迅速な復旧を行い、もって人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的とする。

(副本部長)

第2条 条例第2条第2項に規定する災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長及び教育長をもって充てる。

2 条例第2条第2項の規定により副本部長が災害対策本部長（以下「本部長」という。）の職務を代理する順序は、総務部の事務を担当する副市長、他の副市長及び教育長の順序とする。

(本部員)

第3条 条例第3条第3項に規定する災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、部長の職及び部長に相当する職にある者で市長が指名したものをもちて充てる。

(部員)

第4条 条例第3条第2項に規定する部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 東海市職員定数条例（昭和44年東海市条例第8号）第1条に規定する一般職の職員で臨時又は非常勤の職員でないもの（本部員とされる職員及び第7条第2項に規定する職員を除く。）
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員で市長が指名したもの
- (3) 東海市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成21年条例第11号）第4条の規定により採用された職員で市長が指名したもの

(部及び部長)

第5条 東海市災害対策本部（以下「本部」という。）の部及び部長は、別表第1のとおりとする。

(部課等の任務分担)

第6条 東海市地域防災計画に定める本部の各部課等の任務分担は、本部長が別に定める。

(地域班)

第7条 本部に地域班を置くことができる。

- 2 地域班に属すべき職員は、本部長が指名する。
- 3 前項の職員は、本部長の命を受け、次に掲げる事務を処理する。
 - (1) 広域避難場所及び避難所の運営に関すること。
 - (2) 自主防災会との連絡調整に関すること。

(3) 備蓄倉庫の運用及び管理に関すること。

(非常配備の種類及びその時期)

第8条 非常配備の種類及びその時期は、別表第2のとおりとする。

(本部の設置)

第9条 本部は、第3非常配備、第4非常配備若しくは第5非常配備が指令されたとき又は本部長が必要と認めるときに設置する。

(非常配備員並びにその配置場所及び任務)

第10条 非常配備員並びにその配備場所及び任務は、本部長が別に定める。

附 則

1 この訓令は、昭和52年8月30日から施行する。

2 東海市災害対策本部活動要綱（昭和50年東海市訓令第3号）は、廃止する。

附 則（昭和53年訓令第1号）

この訓令は、昭和53年8月24日から施行する。

附 則（平成6年訓令第11号）

この訓令中、第1条の規定は平成6年6月1日から、第2条の規定は同年7月1日から施行する。

附 則（平成27年訓令第3号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和5年訓令第1号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

部及び部長

部	部長
総務部	総務部長
企画部	企画部長
市民福祉部	市民福祉部長
環境経済部	環境経済部長
都市建設部	都市建設部長
水道部	水道部長
消防部	消防部長
教育部	教育部長

別表第2（第8条関係）

非常配備の種類及び時期

非常配備の種類	時期	
	始期	終期
第1非常配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 暴風、大雨、洪水、高潮、津波その他の警報又は注意報が発表され、今後の状況の推移に注意する必要がある、総務部長が第1非常配備を指令したとき。 2 地震の発生により東海市に震度が4あったとき。 	災害の発生のおそれなくなり、その注意を要なくなり、総務部長が指令したとき又は第2非常配備が指令されたとき。
第2非常配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 暴風、大雨、洪水、高潮、津波その他の警報又は注意報が発表され、今後の状況の推移に警戒する必要がある、総務部長が第2非常配備を指令したとき。 2 地震の発生により東海市に震度が4あり、総務部長が第2非常配備を指令したとき。 	災害の発生のおそれなくなり、応急対策が完了し、総務部長が指令したとき又は第3非常配備が指令されたとき。
第3非常配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 暴風、大雨、洪水、高潮、津波その他の特別警報又は警報が発表され、被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、本部長が第3非常配備を指令したとき。 2 地震の発生により東海市に震度が5弱あったとき。 	災害の発生のおそれなくなり、応急対策が完了し、本部長が指令したとき又は第4非常配備が指令されたとき。
第4非常配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 暴風、大雨、洪水、高潮、津波その他の特別警報又は警報が発表され、相当な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、本部長が第4非常配備を指令したとき。 2 地震の発生により東海市に震度が5強あったとき。 3 市内に大規模な火災、爆発その他重大な人為的災害が発生し、本部長が第4非常配備を指令したとき。 	災害の拡大のおそれなくなり、応急対策活動がおおむね完了し、本部長が指令したとき又は第5非常配備が指令されたとき。
第5非常配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 市内全般にわたり甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、本部長が第5非常配備を指令したとき。 2 地震の発生により東海市に震度が6弱以上あったとき。 	応急対策活動が全て完了し、本部長が指令したとき。

東海市災害対策活動要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東海市災害対策活動要綱（昭和52年東海市訓令第8号。以下「要綱」という。）に基づく災害対策本部の各部課等の任務分担及び非常配備員の配備場所等について必要な事項を定めるものとする。

(部課等の任務分担)

第2条 要綱第6条に規定する東海市地域防災計画に定める本部の各部課等の任務分担は、別表1のとおりとする。

(非常配備員並びにその配備場所及び任務)

第3条 要綱第10条に規定する非常配備員並びにその配備場所及び任務は、別表2のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、部又は課等の長が必要と認めた職員は、従事可能とする。

(非常連絡員)

第4条 災害を予測し、予報し、又は災害に関する情報を迅速に伝達するため、非常連絡員を置く。

2 非常連絡員は、勤務時間外、休日等にあつては、消防署警防課の職員と、勤務時間中にあつては、防災危機管理課、その他総務部のうち、総務部長の指名する者とする。

3 非常連絡員は、異常気象時等において、防災気象情報システムの情報及びラジオ、テレビ等の放送に注意し、災害の発生が予想され、又は災害が発生したときは、速やかに総務部長（総務部長が不在の場合は、危機管理監）に連絡し、その指示を受けなければならない。

附 則

この要領は、平成25年7月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年2月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年10月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

部課等の任務分担

1 総務部

課等	事務
総務法制課	1 部の庶務に関すること。 2 防災危機管理課の事務に協力すること。
交通防犯課	1 交通情報の収集及び広報に関すること。 2 所管施設の被害状況の調査に関すること。 3 所管施設の災害復旧に関すること。 4 防災危機管理課の事務に協力すること。
防災危機管理課	1 災害対策本部会議の運営及び庶務に関すること。 2 気象予警報その他緊急情報等の収集及び伝達に関すること。 3 非常配備に関すること。 4 防災無線の運用に関すること。 5 関係機関との連絡調整に関すること。 6 広域避難場所及び避難所設置に関すること。 7 自主防災会に関すること（地域班の事務に関するものを除く。）。 8 避難指示区域及び広域避難場所の指定に関すること。 9 被害状況の総括に関すること。 10 国、県及び他の市町村への災害派遣要請に関すること。 11 災害時相互応援協定による応援要請に関すること。 12 各部課等の連絡調整に関すること。
市民協働課	1 所管施設の被害状況の調査に関すること。 2 所管施設の災害復旧に関すること。 3 防災危機管理課の事務に協力すること。
検査管財課	1 所管施設の被害状況の調査に関すること。 2 所管施設の災害復旧に関すること。 3 公用車の使用の統制に関すること。 4 緊急通行車両確認の申出に関すること。 5 防災危機管理課の事務に協力すること。
税務課	1 罹災証明の発行に関すること。 2 災害による住家の被害調査に関すること。 3 防災危機管理課の事務に協力すること。
収納課	1 防災危機管理課及び税務課の事務に協力すること。
会計課	1 義援金の収支に関すること。 2 防災危機管理課及び税務課の事務に協力すること。
監査委員事務局	1 防災危機管理課及び税務課の事務に協力すること。
議事課	1 議員との連絡調整に関すること。 2 防災危機管理課及び税務課の事務に協力すること。

2 企画部

課等	事務
秘書課	1 国、県その他の関係者の被害視察の総括に関すること。 2 広報課の事務に協力すること。
職員課	1 職員の出勤状況の把握及び派遣の総括に関すること。 2 広報課の事務に協力すること。
財政課	1 災害復旧計画の取りまとめに関すること。 2 広報課の事務に協力すること。
企画政策課	1 部の庶務に関すること。 2 広報課の事務に協力すること。

広報課	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民への広報活動に関する事。 2 報道機関に対する情報の提供及び協力要請に関する事。 3 各種広報媒体の利用に関する事。 4 記録写真の撮影及び保存に関する事。
デジタル推進課	<ol style="list-style-type: none"> 1 電子計算機の被害状況の調査に関する事。 2 電子計算機の災害復旧に関する事。 3 広報課の事務に関する事。

3 市民福祉部

課等	事務
市民窓口課	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民異動届、戸籍届出、証明書発行等に関する事。 2 災地災害相談所に関する事。 3 パスポートセンターの被害状況の調査に関する事。 4 パスポートセンターの災害復旧に関する事。 5 社会福祉課の事務に協力する事。
国保課	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉課の事務に協力する事。
社会福祉課	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災心身障害者の更生援護に関する事。 2 被災生活保護世帯等に関する事。 3 広域避難場所及び避難所における被服、寝具、食糧品等生活必需品の調達及び供給に関する事。 4 被災者の生活相談に関する事。 5 仮設住宅の入居者の選定に関する事。 6 日本赤十字社その他ボランティアへの連絡及び協力要請に関する事。 7 要配慮者の情報収集に関する事。 8 被災者台帳の作成に関する事。 9 義えん金品及び見舞金品に関する事。 10 広域避難場所、避難所及び避難者の取りまとめに関する事。 11 災害ボランティアセンターに関する事。 12 部の庶務に関する事。
こども課	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災母子等に対する母子福祉資金又は寡婦福祉資金等の貸付けに関する事。 2 所管施設の被害状況の調査に関する事。 3 所管施設の災害復旧に関する事。 4 幼児保育課及び社会福祉課の事務に協力する事。
幼児保育課	<ol style="list-style-type: none"> 1 園児の引渡し又は避難誘導に関する事。 2 所管施設の被害状況の調査に関する事。 3 所管施設の災害復旧に関する事。 4 社会福祉課の事務に協力する事。
健康推進課	<ol style="list-style-type: none"> 1 医師会等との連絡調整に関する事。 2 医療救護班の編成及び派遣に関する事。 3 救護所の運営に関する事。 4 災害救護用医薬品の調達に関する事。 5 避難者の保健指導に関する事。 6 所管施設の被害状況の調査に関する事。 7 所管施設の災害復旧に関する事。
高齢者支援課	<ol style="list-style-type: none"> 1 要配慮者及び高齢者あんしん見守り登録者の情報収集に関する事。 2 所管施設の被害状況の調査に関する事。 3 介護保険施設等の被害状況の調査に関する事。 4 所管施設の災害復旧に関する事。 5 健康推進課の事務に協力する事。

4 環境経済部

課等	事務
農務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 河川、ため池、用水路等の樋門の開閉及び危険箇所の巡視に関する事。 2 農業関係の災害応急対策及び災害復旧に関する事。 3 農業用施設、農地及び農作物の被害状況の調査に関する事。 4 家畜及び家きん（鳥）の被害状況の調査に関する事。 5 所管施設の被害状況の調査に関する事。 6 所管施設の災害復旧に関する事。 7 土木課の事務に協力する事。
商工労政課	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災商工業者に対する災害復旧融資対策に関する事。 2 生活関連物資のあつ旋に関する事。 3 所管施設の被害状況の調査に関する事。 4 所管施設の災害復旧に関する事。 5 勤労センターの宿泊者の避難誘導に関する事。 6 農務課の事務に協力する事。
生活環境課	<ol style="list-style-type: none"> 1 環境汚染の緊急調査に関する事。 2 不浄箇所の消毒に関する事。 3 防疫に関する事。 4 死体の処理に関する事。 5 所管施設の被害状況の調査に関する事。 6 所管施設の災害復旧に関する事。 7 部の庶務に関する事。
清掃センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 し尿処理に関する事。 2 ごみの処理に関する事。 3 所管施設の災害復旧に関する事。 4 ごみの収集及び運搬に関する事。 5 環境経済部内の他の課等及び土木課の事務に協力する事。
農業委員会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 農務課及び土木課の事務に協力する事。

5 都市建設部

課等	事務
都市計画課	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災市街地の建築制限等に関する事。 2 部の庶務に関する事。 3 土木課の事務に協力する事。
建築住宅課	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急仮設住宅の建設に関する事。 2 被災建築物の応急危険度判定の実施に関する事。 3 被災宅地の危険度判定の実施に関する事。 4 建設（建築）業者への協力要請に関する事。 5 所管施設の被害状況の調査に関する事。 6 所管施設の災害復旧に関する事。 7 土木課の事務に協力する事。
花と緑の推進課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害状況の調査に関する事。 2 所管施設の災害復旧に関する事。 3 緑地及び街路樹の被害状況の調査に関する事。 4 緑地及び街路樹の災害復旧に関する事。 5 建設（土木・造園）業者への協力要請に関する事（所管施設、緑地及び街路樹に係る部分に限る。）。 6 土木課の事務に協力する事。
土木課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害状況の調査に関する事。 2 土木施設（所管外施設を含む。）の応急復旧に関する事。

	<ul style="list-style-type: none"> 3 所管施設の災害復旧に関する事。 4 急傾斜地崩壊危険区域等における情報収集に関する事。 5 避難指示区域内の避難誘導に関する事。 6 緊急輸送路の確保に関する事。 7 資材、土木機械器具等の確保に関する事。 8 建設（土木）業者への協力要請に関する事（花と緑の推進課の事務に該当するものを除く。）。 9 水防対策に要する資材、器具等の備蓄、調達及び供給に関する事。 10 防潮樋門の開閉に関する事。
用地課	<ul style="list-style-type: none"> 1 土木課の事務に協力する事。
中心街整備課	<ul style="list-style-type: none"> 1 太田川駅周辺土地区画整理事業の施行区域（中心街整備課の管理する公共施設等に限る。）の被害状況の調査及び災害復旧に関する事。 2 土木課の事務に協力する事。
新駅周辺整備推進課	<ul style="list-style-type: none"> 1 土木課の事務に協力する事。
市街地整備課	<ul style="list-style-type: none"> 1 市街地再開発事業及び土地区画整理事業（太田川駅周辺土地区画整理事業を除く。）の施行区域の被害状況の調査及び災害復旧に関する事。 2 土木課の事務に協力する事。

6 水道部

課等	事務
経営課	<ul style="list-style-type: none"> 1 部の庶務に関する事。 2 土木課の事務に協力する事。
水道課	<ul style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害状況の調査に関する事。 2 所管施設の災害復旧に関する事。 3 指定給水装置工事業者への協力要請に関する事。 4 断水地域の把握及び広報に関する事。 5 応急給水に関する事 6 土木課の事務に協力する事。
下水道課	<ul style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害状況の調査に関する事。 2 所管施設の災害復旧（排水路の応急復旧を除く。）に関する事。 3 公共下水道排水設備工事業者への協力要請に関する事。 4 土木課の事務に協力する事。

7 消防部

課等	事務
庶務課	<ul style="list-style-type: none"> 1 消防団及び関係機関との連絡調整に関する事。 2 災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害賠償に関する事。 3 所管施設の被害状況の調査に関する事。 4 所管施設の災害復旧に関する事。 5 関係機関との協定に基づく応援要請に関する事。 6 部の庶務に関する事。
予防課	<ul style="list-style-type: none"> 1 事業者、危険物取扱施設等への情報の伝達、対応策の指導、確認及び安全指導に関する事。 2 防災の広報及び避難指示に関する事。
警防課	<ul style="list-style-type: none"> 1 人命救助及び救急に関する事。 2 他機関との協力体制に関する事。 3 水、火災その他の予防警戒及び防御に関する事。 4 非常通信体制に関する事。

8 教育部

課等	事務
学校教育課	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災児童及び生徒の学用品の支給に関する事。 2 被災生徒の育英奨学に関する事。 3 被災児童及び生徒の健康管理に関する事。 4 被災児童及び生徒の学校給食に関する事。 5 文教施設における避難所の開設及び運営の協力に関する事。 6 所管施設の被害状況の調査に関する事。 7 所管施設の災害復旧に関する事。 8 部内の職員の動員に関する事。 9 部の庶務に関する事。
社会教育課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害復興のための社会教育に関する事。 2 社会教育団体への協力要請に関する事。 3 文化財の被害状況の調査に関する事。 4 文化財の災害復旧に関する事。 5 所管施設の被害状況の調査に関する事。 6 所管施設の災害復旧に関する事。
スポーツ課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害状況の調査に関する事。 2 所管施設の災害復旧に関する事。
中央図書館	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害状況の調査に関する事。 2 所管施設の災害復旧に関する事。
管理課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害状況の調査に関する事。 2 所管施設の災害復旧に関する事。
文化芸術課	<ol style="list-style-type: none"> 1 管理課の事務に協力する事。

別表第2（第3条関係）

非常配備員並びにその配備場所及び任務

区分	配備場所	非常配備員	任務
第1 非常配備 (4班体制)	庁舎	1 勤務時間中 (1) 防災危機管理課職員全員 (2) 総務法制課職員全員（工手を除く。） (3) 交通防犯課職員全員 (4) 市民協働課職員全員 (5) 検査管財課職員全員 (6) その他の総務部職員のうち、総務部長の指名する者 (7) 広報課職員全員 (8) 土木課職員全員 2 勤務時間外 (1) 総務部長の指名する職員 (2) 企画部長の指名する職員 (3) 都市建設部長の指名する職員 (4) 防災危機管理課職員	(1) 気象情報及び災害に関する情報の収集 (2) 異常気象時における総務部長への連絡 (3) 第2非常配備員への招集連絡 (4) その他総務部長の指示する事項
	その他の施設	勤務時間中 勤務者全員	
第2 非常配備 (4班体制)	庁舎	1 勤務時間中 (1) 防災危機管理課職員全員 (2) 総務法制課職員全員（工手を除く。） (3) 交通防犯課職員全員 (4) 市民協働課職員全員 (5) 検査管財課職員全員 (6) その他の総務部職員のうち、総務部長の指名する者 (7) 広報課職員全員 (8) 土木課職員全員 2 勤務時間外 (1) 第1非常配備員（勤務時間外） (2) 総務部長の指名する職員 (3) 消防長の指名する消防職員 (4) 都市建設部長の指名する職員 (5) 防災危機管理課職員	(1) 気象情報及び災害に関する情報等の収集 (2) 関係機関との連絡調整 (3) 異常気象時における総務部長への連絡 (4) 第3非常配備員への招集連絡 (5) その他総務部長の指示する事項
	その他の施設	勤務時間中 勤務者全員	
第3 非常配備	庁舎	1 勤務時間中 (1) 災害対策本部長、災害対策副本部長及び災害対策本部員 (2) 次長及び次長に相当する職にある者 (3) 総務部職員全員（税務課及び収納課を除く。） (4) 企画部職員のうち、秘書課、広報課及びデジタル推進課職員全員 (5) 市民福祉部職員全員（市民窓口課及び国保課除く） (6) 環境経済部職員全員（庁舎外勤務者を除く。）	(1) 気象情報及び災害に関する情報の収集 (2) 災害危険箇所等の巡視等 (3) 第4非常配備員への招集連絡 (4) その他総務部長の指示する事項

		<p>(7) 都市建設部職員全員（庁舎外勤務者を除く。）</p> <p>(8) 水道部職員全員</p> <p>(9) 教育委員会職員のうち、学校教育課、社会教育課及びスポーツ課職員全員（庁舎外勤務者を除く。）</p> <p>(10) 議事課職員全員</p> <p>2 勤務時間外</p> <p>(1) 災害対策本部長、災害対策副本部長及び災害対策本部員</p> <p>(2) 第1非常配備員（勤務時間外）</p> <p>(3) 第2非常配備員（勤務時間外）</p> <p>(4) 都市建設部長及び水道部長の指名する職員（土木班）</p> <p>(5) 検査管財課、秘書課、広報課、デジタル推進課、社会福祉課、女性・子ども課、幼児保育課、商工労政課、学校教育課、社会教育課、スポーツ課及び議事課の部の次長及び次長に相当する職にある者並びに統括主任又は主任以上の職にあるもの</p>	
	その他の施設	<p>1 勤務時間中 勤務者全員</p> <p>2 勤務時間外 【消防庁舎】 消防長の指名する消防職員 【その他の施設】 当該施設を所管する課等の統括主任又は主任以上の職にある者</p>	
第4 非常配備	庁舎	<p>1 勤務時間中</p> <p>(1) 災害対策本部長、災害対策副本部長及び災害対策本部員</p> <p>(2) 総務部職員全員</p> <p>(3) 企画部職員全員</p> <p>(4) 市民福祉部職員全員（市民窓口課及び国保課除く）</p> <p>(5) 環境経済部職員全員（庁舎外勤務者を除く。）</p> <p>(6) 都市建設部職員全員（庁舎外勤務者を除く。）</p> <p>(7) 水道部職員全員</p> <p>(8) 教育委員会職員のうち、学校教育課、社会教育課及びスポーツ課職員全員（庁舎外勤務者を除く。）</p> <p>(9) 監査委員事務局職員全員</p> <p>(10) 農業委員会事務局職員全員</p> <p>(11) 議事課職員全員</p> <p>2 勤務時間外</p> <p>(1) 災害対策本部長、災害対策副本部長及び災害対策本部員</p> <p>(2) 次長及び次長に相当する職にある者</p> <p>(3) 第1非常配備員（時間外）</p> <p>(4) 第2非常配備員（時間外）</p>	<p>(1) 第2条に掲げる本部の各部課等又は地域班の任務</p> <p>(2) その他本部長の指示する事項</p>

		<p>(5) 総務部職員全員（工手を除く。）</p> <p>(6) 企画部職員全員</p> <p>(7) 市民福祉部職員全員（市民窓口課及び国保課除く）</p> <p>(8) 環境経済部職員全員（庁舎外勤務者を除く。）</p> <p>(9) 都市建設部職員全員（庁舎外勤務者を除く。）</p> <p>(10) 水道部職員全員</p> <p>(11) 教育委員会職員のうち、学校教育課、社会教育課及びスポーツ課職員全員（庁舎外勤務者を除く。）</p> <p>(12) 監査委員事務局、農業委員会事務局及び議事課職員全員</p>	
	避難所	避難所ごとにあらかじめ本部長の指名する者（以下「避難所配備員」という。）及び地域班の職員（以下「地域班配備員」という。）	
	その他の施設	<p>【避難可能箇所】</p> <p>1 勤務時間中 勤務者全員</p> <p>2 勤務時間外 職員全員（避難所配備員等の他の配備員を除く。）ただし、保育園については、園長及び主任保育士</p> <p>【消防庁舎】</p> <p>東海市火災出動規程（昭和62年東海市消防本部訓令第3号）第12条に規定する職員非常招集表において、3号招集に指名された職員</p> <p>【その他の施設】</p> <p>1 勤務時間中 勤務者全員</p> <p>2 勤務時間外 当該施設を所管する課等の統括主任又は主任以上の職にある者</p>	
第5 非常配備	庁舎	本部長、副本部長及び本部員並びに部員全員（庁舎以外の配備場所に就く者を除く。）とする。	(1) 第2条に掲げる本部の各部課等又は地域班の任務 (2) その他本部長の指示する事項
	避難所	避難所配備員及び地域班配備員	
	その他の施設	その施設に勤務する職員全員	

備考

- 1 地域班配備員については、災害対策本部の指示により配備となるため、庁舎に参集するものとする。
- 2 第5非常配備における非常配備員並びにその配備場所及び任務は、勤務時間外のものとする。
- 3 本部長は、必要と認めるときは、改めて配備場所等を指示することができる。
- 4 第5非常配備員のうち、あらかじめ本部長の指名するもの（庁舎配備員）は、地震等の突発的な激甚災害発生後直ちに庁舎又は避難所に参集し、本部の体制が整うまでの間、当該災害に関する情報の収集を行うものとする。

東海市地震災害警戒本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号。以下「法」という。)

第18条第4項の規定に基づき、東海市地震災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 地震災害警戒本部長(以下「本部長」という。)は、警戒本部の事務を総括し、警戒本部の職員を指揮監督する。

2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長(以下「副本部長」という。)、地震災害警戒本部員(以下「本部員」という。)その他の職員を置く。

3 副本部長は、本部員のうちから市長が任命する。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 愛知県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者

(2) 市の教育委員会の教育長

(3) 市長がその部内の職員のうちから指名する者

(4) 市の地域において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が委嘱する者

(5) 市長が特に必要と認めて委嘱し、又は任命する者

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員(以下「本部職員」という。)は、市の職員のうちから、市長が任命する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

4 部長に事故があるときは、部に属する本部員のうちから部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第4条 この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

東海市地震災害警戒対策活動規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、東海市地震災害警戒本部条例（平成14年東海市条例第45号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づく東海市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織及び運営並びに東海地震に係る警戒配備の体制等について必要な事項を定めるものとする。

(副本部長)

第2条 条例第2条第3項の規定により市長が任命する副本部長は、副市長及び教育長とする。

2 条例第2条第4項の規定により副本部長が本部長の職務を代理する順序は、総務部の事務を担当する副市長、他の副市長及び教育長の順序とする。

(本部長)

第3条 副本部長以外の本部長は、別表第1に掲げる者とする。

(本部職員)

第4条 条例第2条第7項の規定により市長が任命する本部職員は、東海市職員定数条例（昭和44年東海市条例第8号）第1条に規定する一般職の職員で臨時又は非常勤の職員でないもの（本部長とされる職員を除く。）とする。

(部及び課等)

第5条 警戒本部の所掌事務を分担処理するため、条例第3条第1項の規定により警戒本部に別表第2の左欄に掲げる部を、部に同表の中欄に掲げる課等を置き、同表の右欄に掲げる組織をもって充てる。

2 条例第3条第2項の規定により本部長が指名する本部長は、別表第3に掲げる者とする。

3 部及び課等に属する本部職員は、別表第2の左欄及び中欄に掲げる部及び課等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる組織に属する職員（本部長とされる職員及び第8条第2項の本部長を除く。）とする。

(部長)

第6条 条例第3条第3項の規定により部に置く部長は、別表第3のとおりとする。

2 部長は、上司の命を受けて部の事務を掌理し、部に属する本部職員を指揮監督する。

(部及び課等の分担事務)

第7条 部及び課等の分担事務は、本部長が別に定める。

(地域班)

第8条 第5条第1項に定めるもののほか、警戒本部に地域班を置く。

2 地域班に属すべき本部職員は、本部長が指名する。

3 前項の本部長は、本部長の命を受け、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 広域避難場所及び避難所の運営に関すること。
- (2) 自主防災会との連絡調整に関すること。
- (3) 備蓄倉庫の運用及び管理に関すること。

(第1警戒配備)

第9条 総務部長は、東海地震に関連する調査情報が気象庁から発表され、その後の情報に十分な注意を要するため、警戒配備の必要があると認めたときは、職員に対し、第1警戒配備を命ずるものとする。

2 第1警戒配備を命ぜられる職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 東海地震予知情報等の収集及び伝達に関すること。
- (2) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) その他総務部長の指示する事項に関すること。

3 第1警戒配備を命ぜられる職員及びその配備場所は、総務部長が別に定める。

(第2警戒配備)

第10条 市長は、東海地震注意情報が気象庁から発表されたときは、第2警戒配備を命ずるものとする。

2 第2警戒配備を命ぜられる職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 東海地震予知情報等の収集及び伝達に関すること。
- (2) 避難所の開設及び避難者の避難所への受入れの準備に関すること。
- (3) 施設の点検及び整備に関すること。
- (4) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) その他市長の指示する事項に関すること。

3 第2警戒配備を命ぜられる職員及びその配備場所は、市長が別に定める。

4 第1項の規定により第2警戒配備を命ぜられる職員は、東海地震注意情報に接したときは、同項の規定により第2警戒配備が命ぜられる前においても、配備場所に参集するよう努めなければならない。

(第1警戒配備及び第2警戒配備の解除)

第11条 第9条第1項及び前条第1項の規定により命ぜられた第1警戒配備及び第2警戒配備は、次に掲げる場合に解除するものとする。

- (1) 第1警戒配備 安心情報である旨が明記された東海地震に関連する調査情報が気象庁から発表され、その後の情報に注意を要しないと総務部長が認めたとき又は第2警戒配備が命ぜられたとき。
- (2) 第2警戒配備 東海地震が発生するおそれなくなったため、東海地震注意情報が解除されたとき又は第3警戒配備が命ぜられたとき。

(第3警戒配備)

第12条 本部長は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）

第16条の規定により警戒本部が設置されたときは、第3警戒配備を命ずるものとする。

2 前項の規定により第3警戒配備を命ぜられる本部職員及びその配備場所は、本部長が別に定める。

3 第1項の規定により第3警戒配備を命ぜられる職員は、東海地震に係る警戒宣言が発令された旨の情報に接したときは、同項の規定により第3警戒配備が命ぜられる前においても、配備場所に参集するよう努めなければならない。

4 第3警戒配備を命ぜられる本部職員は、上司の指示に従い、当該本部職員の属する部、課等及び地域班（以下「部等」という。）の事務を処理する。

5 本部長は、第1項の規定により第3警戒配備を命じた後において、警戒本部による応急対策活動が完了したと認めるときは、第2項の規定にかかわらず、同項に規定する第3警戒配備に係る警戒配備の体制について別に指示することができる。

6 第1項の規定により命ぜられた第3警戒配備は、法第19条第1項の規定により警戒本部が廃止され、又は同条第2項の規定により警戒本部を廃止したときに解除されるものとする。

（第3警戒配備の特例）

第13条 市長は、東海地震注意情報が気象庁から発表された後において、特に必要があると認めるときは、東海地震に係る警戒宣言が発せられる前においても、職員に対し、第3警戒配備を命ずるものとする。

2 前項の規定により第3警戒配備を命ずる職員は、前条第1項の規定により第3警戒配備を命ぜられることとなる本部職員をもって充て、その職務及び配備場所は、当該本部職員の職務及び配備場所に準ずるものとする。

3 第11条第2号の規定は第1項の規定により命ぜられた第3警戒配備の解除について、前条第5項の規定は当該第3警戒配備に係る警戒配備の体制について準用する。この場合において、同号中「第2警戒配備」とあるのは「第13条第1項の規定により命ぜられた第3警戒配備」と、「第3警戒配備」とあるのは「次条第1項の規定により命ぜられた第3警戒配備」と読み替えるものとする。

（本部員及び本部職員の心構え）

第14条 本部員及び本部職員は、地震防災応急対策を支援する防災関係機関及び自主防災活動を実施する市民等に対し、誠実に対応しなければならない。

2 本部員及び本部職員は、自らの言動によって市民に不安を与え、又は市民の誤解を招くこと等のないよう十分注意し、警戒本部の活動に対する市民の理解及び協力が得られるよう努めなければならない。

3 本部職員は、その属する部等の事務に精通するように努めるとともに、他の部等から応援を求められたときは、積極的に協力するよう努めなければならない。

（警戒本部の設置等の通知）

第15条 本部長は、法第16条の規定により警戒本部が設置され、又は法第19条第1項の規定により警戒本部が廃止され、若しくは同条第2項の規定により警戒本部を廃止したときは、直ちにその旨を関係機関に通知するものとする。

（雑則）

第16条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成16年1月5日から施行する。

附 則(平成16年訓令第9号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

東海市地震災害警戒対策活動規程の概要

警戒配備の種類	時 期		主 な 業 務 等
	始 期	終 期	
第1警戒配備	東海地震に関連する調査情報(臨時)の発表がされ、総務部長が警戒配備の必要を認めたとき	1 東海地震に関する調査情報(臨時)の解除 2 第2警戒配備の命令	1 東海地震予知情報等の収集及び伝達 2 関係機関との連絡調整
第2警戒配備	1 東海地震注意情報の発表 2 第2警戒配備の命令	1 東海地震注意情報の解除 2 第3警戒配備の命令	1 東海地震予知情報等の収集及び伝達 2 関係機関との連絡調整 3 避難所の開設及び避難者の避難所への受け入れの準備 4 施設の点検及び整備 5 市施設 原則臨時休館 6 中学校 一斉下校 7 小学校 8 保育園 保護者に引渡
第3警戒配備	1 東海地震予知情報の発表 2 警戒宣言の発令 3 第3警戒配備の命令	1 災害対策本部が設置されたとき 2 警戒解除宣言があったとき	1 警戒宣言等の広報 2 その他必要な準備行動

別表第1(第3条関係)

東海市地震災害警戒本部長

愛知県東海警察署警備課長、名古屋鉄道株式会社太田川幹事駅長、東邦瓦斯株式会社東海営業所長、中日本高速道路株式会社名古屋支社保全サービス事業部企画統括チームリーダー、知多メディアネットワーク株式会社代表取締役常務兼メディア事業部長、東海市消防団長、総務部長、企画部長、市民福祉部長、健康福祉監、環境経済部長、都市建設部長、中心街整備事務所長、水道部長、消防長、教育部長、議会事務局長

別表第2(第5条関係)

東海市地震災害警戒本部の組織

部	課等	部及び課等の組織
総務部	総務法制課	東海市部制条例(昭和44年東海市条例第7号。以下「部制条例」という。)第1条第1号に規定する総務部
	交通防犯課	
	防災危機管理課	
	市民協働課	
	検査管財課	
	税務課	
	収納課	
	会計課	東海市会計管理者の補助組織設置規則(平成21年東海市規則第21号)第2条に規定する会計課
監査委員事務局	東海市監査委員に関する条例(昭和44年東海市条例第6号)第3条に規定する監査委員事務局	
議事課	東海市議会事務局に関する条例(昭和44年東海市条例第5号)第1条に規定する議会事務局	

企画部	秘書課	部制条例第1条第2号に規定する企画部
	職員課	
	財政課	
	企画政策課	
	広報課	
	デジタル推進課	
市民福祉部	市民窓口課	部制条例第1条第3号に規定する市民福祉部
	国保課	
	社会福祉課	
	こども課	
	幼児保育課	
	健康推進課	
	高齢者支援課	
環境経済部	農務課	部制条例第1条第4号に規定する環境経済部
	商工労政課	
	生活環境課	
	清掃センター	
	農業委員会事務局	東海市農業委員会規程(昭和44年東海市農業委員会規程第2号)第2条に規定する農業委員会事務局
都市建設部	都市計画課	部制条例第1条第5号に規定する都市建設部
	建築住宅課	
	花と緑の推進課	
	土木課	
	用地課	
	中心街整備課	
	新駅周辺整備推進課	
	市街地整備課	
水道部	経営課	部制条例第1条第6号及び東海市水道事業の設置等に関する条例(昭和44年東海市条例第47号)第3条第2項に規定する水道部
	下水道課	
	水道課	
消防部	庶務課	東海市消防本部及び消防署の設置等に関する条例(昭和44年東海市条例第65号)第2条に規定する消防本部及び消防署
	予防課	
	警防課	
教育部	学校教育課	東海市教育委員会事務局等組織規則(昭和52年東海市教育委員会規則第2号)第2条第1項及び第3条に規定する教育委員会事務局及び学校以外の教育機関
	社会教育課	
	スポーツ課	
	中央図書館	
	管理課	
	文化芸術課	

別表第3(第5条、第6条関係)

部	本部員	
	部長	部長以外の本部員
総務部	総務部長	議会事務局長
企画部	企画部長	
市民福祉部	市民福祉部長	健康福祉監
環境経済部	環境経済部長	
都市建設部	都市建設部長	中心街整備事務所長
水道部	水道部長	
消防部	消防長	
教育部	教育部長	

東海市地震災害警戒対策活動要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東海市地震災害警戒対策活動規程（平成16年東海市訓令第1号。以下「規程」という。）に基づく東海市地震災害警戒本部の各部課等の分担事務、警戒配備を命ぜられる職員及びその配備場所について必要な事項を定めるものとする。

(部及び課等の分担事務)

第2条 規程第7条に規定する部及び課等の分担事務は、別表第1のとおりとする。

(警戒配備を命ぜられる職員及び配備場所)

第3条 規程第9条、第10条及び第12条に規定する警戒配備を命ぜられる職員及びその配備場所は、別表第2のとおりとする。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年10月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

部及び課等の分担事務

部	課等	分担事務
総務部	総務法制課	1 緊急文書の印刷等に関する事。 2 部の庶務に関する事。 3 防災危機管理課の事務に協力すること
	交通防犯課	1 車両交通規制に対する関係機関との連絡調整に関する事。 2 防災危機管理課の事務に協力すること。
	防災危機管理課	1 警戒本部会議の運営及び庶務に関する事。 2 愛知県地震災害警戒本部及び防災関係機関との連絡調整に関する事。 3 東海地震予知情報等の収集及び伝達に関する事。 4 防災無線の運用に関する事。 5 関係機関との連絡調整に関する事。 6 避難所設置に関する事。 7 備蓄倉庫に関する事。 8 自主防災会に関する事。 9 避難指示区域の指定に関する事。 10 各部課等との連絡調整に関する事。

	市民協働課	<ul style="list-style-type: none"> 1 所管施設利用者の安全確保に関すること。 2 所管施設の整備点検に関すること。 3 防災危機管理課の事務に協力すること。
	検査管財課	<ul style="list-style-type: none"> 1 市庁舎来庁者の安全確保に関すること。 2 公用車の配車及び燃料確保に関すること。 3 公用車の緊急通行車両確認の申出に関すること。 4 部内発注工事の中止等に関すること。 5 防災危機管理課の事務に協力すること。
	税務課	<ul style="list-style-type: none"> 1 防災危機管理課の事務に協力すること。
	収納課	<ul style="list-style-type: none"> 1 防災危機管理課の事務に協力すること。
	会計課	<ul style="list-style-type: none"> 1 防災危機管理課の事務に協力すること。
	監査委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> 1 防災危機管理課の事務に協力すること。
	議事課	<ul style="list-style-type: none"> 1 議員との連絡調整に関すること。 2 防災危機管理課の事務に協力すること。
企画部	秘書課	<ul style="list-style-type: none"> 1 広報課の事務に協力すること。
	職員課	<ul style="list-style-type: none"> 1 職員の出勤状況の把握及び派遣の総括に関すること。 2 広報課の事務に協力すること。
	財政課	<ul style="list-style-type: none"> 1 地震防災応急対策の予算措置に関すること。 2 広報課の事務に協力すること。
	企画政策課	<ul style="list-style-type: none"> 1 部の庶務に関すること。 2 広報課の事務に協力すること。
	広報課	<ul style="list-style-type: none"> 1 警戒宣言等が発せられたことの市民への広報活動に関すること。 2 警戒宣言等に対する市民への対応に関すること。 3 報道機関に対する情報の提供及び協力要請に関すること。
	デジタル推進課	<ul style="list-style-type: none"> 1 広報課の事務に協力すること。
市民福祉部	市民窓口課	<ul style="list-style-type: none"> 1 社会福祉課の事務に協力すること。
	国保課	<ul style="list-style-type: none"> 1 社会福祉課の事務に協力すること。
	社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 1 応急の救護を要すると認める障害者の救護準備に関すること。 2 広域避難場所及び避難所の運営について地域班と連携し、協力すること。 3 避難所における被服、寝具、食糧品等生活必需品の調達及び供給の準備に関すること。 4 日本赤十字社その他ボランティアへの連絡及び協力要請に関すること。 5 被災者台帳の準備に関すること。 6 義えん金品及び見舞金品の受入準備に関すること。 7 部内発注工事の中止等に関すること。 8 部の庶務に関すること。
	こども課	<ul style="list-style-type: none"> 1 所管施設利用者の安全確保に関すること。 2 所管施設の整備点検に関すること。 3 幼児保育課及び社会福祉課の事務に協力すること。
	幼児保育課	<ul style="list-style-type: none"> 1 園児の引渡し又は避難誘導に関すること。 2 所管施設利用者の安全確保に関すること。 3 所管施設の整備点検に関すること。 4 社会福祉課の事務に協力すること。
	健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> 1 医師会等との連絡調整に関すること。 2 医薬品及び器材の確保、調達のため関係機関及び団体との連絡調整に関すること。 3 所管施設利用者の安全確保に関すること。 4 所管施設の整備点検に関すること。 5 救護所の運営に関すること。
	高齢者支援課	<ul style="list-style-type: none"> 1 所管施設利用者の安全確保に関すること。 2 所管施設の整備点検に関すること。 3 応急の救護を要すると認める高齢者の救護準備に関すること。 4 健康推進課の事務に協力すること。

環境経済部	農務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設利用者の安全確保に関すること。 2 農業関係団体との連絡調整に関すること。 3 ため池等の緊急点検・巡視に関すること。 4 所管施設の整備点検に関すること。 5 土木課の事務に協力すること。 6 部内発注工事の中止等に関すること。 	
	商工労政課	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工業関係団体との連絡調整に関すること。 2 所管施設利用者の安全確保に関すること。 3 勤労センターの宿泊者の避難誘導に関すること。 4 所管施設の整備点検に関すること。 	
	生活環境課	<ol style="list-style-type: none"> 1 防疫、環境衛生等に関する応急措置を実施するのに必要な体制の準備に関すること。 2 部の庶務に関すること。 	
	清掃センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設利用者の安全確保に関すること。 2 がれき、廃材等ごみの処分地の確保に関すること。 3 し尿処理対策に関すること。 4 所管施設の整備点検に関すること。 	
	農業委員会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 農務課の事務に協力すること。 	
都市建設部	都市計画課	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災市街地の建築制限等の準備に関すること。 2 部の庶務に関すること。 3 土木課の事務に協力すること。 	
	建築住宅課	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急仮設住宅の建設準備に関すること。 2 被災建築物の応急危険度判定の準備に関すること。 3 被災宅地の危険度判定の準備に関すること。 4 建設（建築）業者への協力要請に関すること。 5 所管施設の整備点検に関すること。 6 土木課の事務に協力すること。 	
	花と緑の推進課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設利用者の安全確保に関すること。 2 建設（土木・造園）業者との連絡調整に関すること。 3 所管施設の整備点検に関すること。 4 土木課の事務に協力すること。 	
	土木課	<ol style="list-style-type: none"> 1 国県道に対する関係機関との連絡調整に関すること。 2 急傾斜地崩壊危険区域等における情報収集に関すること。 3 避難指示区域内の避難誘導に関すること。 4 緊急輸送路確保に関すること。 5 防潮樋門に関すること。 6 資材、土木機械器具等の確保に関すること。 7 建設（土木）業者との連絡調整に関すること（花と緑の推進課の事務に関するものを除く。） 8 部内発注工事の中止等に関すること。 	
	用地課	<ol style="list-style-type: none"> 1 土木課の事務に協力すること。 	
	中心街整備課	<ol style="list-style-type: none"> 1 太田川駅周辺土地区画整理事業施行区域の状況把握に関すること。 2 土木課の事務に協力すること。 	
	新駅周辺整備推進課	<ol style="list-style-type: none"> 1 土木課の事務に協力すること。 	
	市街地整備課	<ol style="list-style-type: none"> 1 市街地再開発事業及び土地区画整理事業（太田川駅周辺土地区画整理事業を除く。）の施行区域の状況把握に関すること。 2 土木課の事務に協力すること。 	
	水道部	経営課	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急対策に必要な機械器具、資材等の確保に関すること。 2 応急給水に関すること 3 部の庶務に関すること。 4 土木課の事務に協力すること。
		水道課	<ol style="list-style-type: none"> 1 飲料水の供給準備に関すること。 2 応急対策に必要な機械器具、資材等の確保に関すること。 3 水道修繕工事組合との連絡調整に関すること。 4 所管施設の整備点検に関すること。 5 部内発注工事の中止等に関すること。 3 土木課の事務に協力すること。

	下水道課	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共下水道排水設備工事業者との連絡調整に関する事。 2 施設管理委託業者との連絡調整に関する事。 3 応急対策に必要な機械器具、資材等の確保に関する事。 4 所管施設の整備点検に関する事。 5 土木課の事務に協力する事。
消防部	庶務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防団及び関係機関との連絡調整に関する事。 2 消防施設等の整備点検に関する事。 3 部内の職員の動員に関する事。 4 部内発注工事の中止等に関する事。 5 部の庶務に関する事。 6 警防課の事務に協力する事。
	予防課	<ol style="list-style-type: none"> 1 事務所、危険物取扱施設等への情報の伝達、対応策の指導、確認及び協力要請に関する事。
	警防課	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災信号に関する事。 2 出火防止等の広報及び避難誘導に関する事。 3 東海地震予知情報等の収集及び伝達に関する事。 4 防災資機材等の整備点検に関する事。 5 他市町村に対する応援に関する事（災害時相互応援協定に関するものを除く。）。 6 自主防災組織等の応急対策活動の指導に関する事。
教育部	学校教育課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設利用者の安全確保に関する事。 2 児童、生徒等の引渡し又は避難誘導に関する事。 3 被災した児童及び生徒に対する学用品等の調達及び支給の準備に関する事。 4 学校施設を利用する避難所の設営並びに救護、炊き出し等の準備の応援に関する事。 5 所管施設の整備点検に関する事。 6 部内の職員の動員に関する事。 7 部内発注工事の中止等に関する事。 8 部の庶務に関する事。
	社会教育課	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会教育団体との連絡調整に関する事。 2 放課後児童の引渡し及び避難誘導に関する事。 3 所管施設利用者の安全確保に関する事。 4 所管施設の整備点検に関する事。
	スポーツ課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設利用者の安全確保に関する事。 2 所管施設の整備点検に関する事。
	中央図書館	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設利用者の安全確保に関する事。 2 所管施設の整備点検に関する事。
	管理課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設利用者の安全確保に関する事。 2 所管施設の整備点検に関する事。
	文化芸術課	<ol style="list-style-type: none"> 1 管理課の事務に協力する事。

別表第2（第3条関係）

警戒配備を命ぜられる職員及びその配備場所

区分	配備場所	警戒配備を命ぜられる職員
第1警戒配備	庁舎	東海市災害対策活動要領に規定する第2非常配備員
	その他の施設	
第2警戒配備	庁舎	東海市災害対策活動要領に規定する第4非常配備員
	避難所	
第3警戒配備	庁舎	東海市災害対策活動要領に規定する第5非常配備員
	避難所	
	その他の施設	

備考 この表の規定にかかわらず、本部長又は市長は、必要に応じて、第3警戒配備又は第2警戒配備に係る本部職員等の配備場所を別に指示することができる。

東海市地域防災無線協議会規約

(目的)

第1条 この規約は、東海市地域防災無線協議会を設置し、東海市及び関係機関において東海市の設置する防災行政無線の適切な運用により、災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を計るための通信（以下「地域防災通信」という。）を確保することを目的とする。

(協議会の構成)

第2条 本会は、前条の目的を達成するため、東海市、防災関係機関及び生活関連機関を会員として構成する。

2 会員は、東海市地域防災無線協議会会員名簿に登録する。

第3条 本会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、東海市長をもって充てる。

3 副会長は、東海市副市長をもって充てる。

4 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第4条 会議は、総会とし、会長が招集する。

2 総会は、原則として毎年1回定期的に開催する。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。

第5条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 規約の制定及び改廃に関する事項
- (2) 地域防災通信の運用計画及び実施に関する事項
- (3) 地域防災通信の訓練計画及び実施に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか必要な事項

(地域防災通信の実施)

第6条 会員は、東海市地域防災計画に基づき、会長の指揮の下に地域防災通信を行う。

2 通信は、簡単明瞭に行い、無線局開局に反するものを内容としてはならない。

(無線局の管理及び運用)

第7条 会員は、別に定めるところにより、事前配備無線局を適正に管理し、及び運用しなければならない。

第8条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に円滑な地域防災通信の実施が確保できるよう年2回以上訓練を行う。

(無線局の管理責任者の選任)

第9条 会員は、それぞれ無線局管理責任者を定めるものとする。

2 会員は、前項の無線局管理責任者を定めた場合には、会長に届け出るものとする。届けた事

項を変更した場合も同様とする。

(無線局運用証明書)

第10条 会長は、会員に無線局運用証明書を交付する。

2 会員は、無線局を操作するときは、常に無線局運用証明書を携帯しなければならない。

(地域防災計画)

第11条 本会に関する事項は、東海市地域防災計画に規定する。

(事務局)

第12条 本会に事務局を置く。

2 事務局に書記を置く。

3 書記には、東海市防災安全課の職員を持って充てる。

4 書記は、会長の命を受けて協議会の事務を処理する。

(費用の負担)

第13条 本会に係る経費は、東海市が負担する。

(規約等の届出)

第14条 本会の規約及び会員名簿は、東海電気通信管理局長に届け出るものとする。届け出た事項に変更があった場合も同様とする。

附 則

この規約は、平成8年9月2日から施行する。

東海市地域防災無線局運用管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東海市地域防災無線局（以下「無線局」という。）の適正な運用管理について、電波法（昭和25年法律第131号）その他関係法令に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 電波法第2条第5号に規定する無線局をいう。
- (2) 基地局 電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第4条第1項第6号に規定する基地局をいう。
- (3) 陸上移動局 電波法施行規則第4条第1項第12号に規定する陸上移動局をいう。
- (4) 無線設備 無線電話その他電波を送り又は受けるための電氣的設備をいう。
- (5) 無線従事者 電波法第2条第6号に規定する無線従事者をいう。

(無線局の目的)

第3条 無線局は、東海市における防災及び行政活動の円滑な実施に資することを目的とする。

(無線局の配置)

第4条 無線局の配置は、別表のとおりとする。

(無線管理者)

第5条 無線局の適正な運用管理を図るため、無線局に管理責任者（以下「無線管理者」という。）を置く。

- 2 無線管理部課は、総務部防災危機管理課とする。
- 3 無線管理者は、防災危機管理課長とする。
- 4 無線管理者は、当該無線局の事務を掌理し、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 無線局の運用管理及び監督に関すること。
 - (2) 無線局の免許の申請及び無線設備の変更の許可に関すること。
 - (3) 無線従事者の選任及び解任に関すること。
 - (4) 無線業務日誌に関すること。
 - (5) 無線機並びに当該無線機の附属品及び予備品の保管及び整備に関すること。
 - (6) 無線従事者の養成及び教育訓練に関すること。
 - (7) その他無線局に関すること。

(運用主任者及び通信担当者)

第6条 無線局に運用主任者及び通信担当者を置く。

- 2 運用主任者及び通信担当者は、電波法第40条に規定する資格を有する無線従事者のうちから無線管理者が指名する。
- 3 運用主任者は、無線管理者の命を受け、無線局の適正な運用に努めるものとする。
- 4 通信担当者は、無線管理者の命を受け、通信操作、無線設備の維持及び無線業務日誌の記載を行うものとする。

(無線従事者の配置)

第7条 無線管理者は、常に無線従事者の適正な配置に留意するとともに、適時有資格者の確保に努めなければならない。

(備付書類)

第8条 無線局には、次に掲げる書類のほか、無線管理者が必要と認めるその他の書類を備え付けなければならない。

- (1) 無線検査簿
- (2) 無線業務日誌

- (3) 無線局免許状
- (4) 無線局の免許の申請書等の写し
- (5) 免許証票
- (6) 無線従事者の選解任届の写し
- (7) 電波法令集

(無線局の試験通信及び点検)

第9条 無線管理者は、通信担当者に命じて無線局の試験通信を毎日1回以上、点検を毎月1回以上行わせなければならない。

(無線局の運用)

第10条 無線局の運用は、電波法及び無線局運用規則（昭和25年電波監理委員会規則第17号）に基づくほか、無線管理者の宰領によるものとする。

(運用時間)

第11条 無線局の運用は、原則として基地局は常時、移動局は随時とする。

(運用方法)

第12条 無線局の運用に当たっては、特に次に掲げる事項に注意し、関係法令に基づいて適正な操作を行うものとする。

- (1) 無線局の使用開始に当たっては、混信を避けるため、他局の通信を聴守し混信を与えないことを確かめなければならない。ただし、非常通信及び緊急通信についてはこの限りでない。
- (2) 通信は、簡単な用語を使用すること。
- (3) 通信の誤りは、直ちに訂正すること。
- (4) 非常災害時における1回の通信は、5分間を超えないようにすること。

(災害時における通信体制)

第13条 無線管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、通信の確保に必要な措置を講じなければならない。

- (1) 県下に気象、地象及び水象に関する注意報、警報又は特別警報が発表されたとき。
- (2) 大地震に関する警戒宣言が発せられたとき。
- (3) その他状況により、市長が警戒体制を命じたとき。

2 無線管理者は、非常災害時における通信を確保するため、常に無線従事者等の動員計画、非常呼集計画等を整備しておかななければならない。

3 無線管理者は、非常事態の発生に備え、常に無線設備の稼動状況を掌握するとともに、非常用予備電源等の整備に努めなければならない。

(取り扱う通信)

第14条 無線局で取り扱う通信は、次に定めるとおりとする。

- (1) 災害情報及び災害についての予報、警報並びに災害発生のおそれがあるもの
- (2) 行政事務及び市が行う各種行事の連絡等に関するもの
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(通信の種類)

第15条 通信の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 非常通信 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。
- (2) 緊急通信 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命、財産の保護及び国土の保全のために行う通信並びに平常時において早急に連絡しなければ時機を逸し、効果が消滅すると判断される通信をいう。

- (3) 一斉通信 同一事項について2以上の相手方と同時に行う通信をいう。
- (4) 普通通信 前3号及び次号に定めるもの以外の通信をいう。
- (5) 試験通信 無線設備の保守点検等のために試験的に行う通信をいう。

(通信の優先順位)

第16条 通信の優先順位は、次のとおりとする。

第1順位 非常通信

第2順位 緊急通信

第3順位 一斉通信

第4順位 その他の通信

(通信統制)

第17条 無線管理者は、災害その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、普通通信を制限し、必要な措置を講ずることができる。

2 前項の場合において、全ての無線局は直ちに通信を停止し、無線管理者の指示に従わなければならない。

(定期点検)

第18条 無線管理者は、無線局の正常な機能の維持に努めるとともに、毎年1回以上無線設備の点検及び整備を行わなければならない。

(通信訓練)

第19条 無線管理者は、無線局の効率的運営を図るため、定期的に関係職員に対し研修を行うとともに、半年に1回以上通信訓練を実施しなければならない。

(無線従事者の選解任)

第20条 無線管理者は、無線従事者が異動したときは、遅滞なく無線従事者選解任届を東海総合通信局長に提出しなければならない。

(実施に関する事項)

第21条 この規程の実施に関して必要な事項は、無線管理者が別に定める。

附 則

この訓令は、昭和61年3月4日から施行する。

附 則 (平成27年訓令第2号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成30年3月29日から施行する。

附 則

この訓令は、令和2年5月22日から施行する。

別表 (第4条関係)

1 基地局

基地局無線機 1台 (防災危機管理課)

2 陸上移動局

(1) 半固定型無線機 29台 (消防本部、一番畑保育園、千鳥津波避難所、勤労センター、小学校 (12台)、中学校 (6台)、加家公民館、富木島公民館、養父児童館、知多メディアネットワーク、横須賀高等学校、東海南高等学校、東海商業高等学校)

(2) 車載型無線機 11台

(3) 携帯型無線機 95台

(4) 屋外拡声子局 22台

愛知県消防広域応援基本計画（抜粋）

第1章 総則

（目的）

第1条 この計画は、愛知県内（以下「県内」という。）の市町村、消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合及び消防を含む広域連合（以下「市町村等」という。）において大規模若しくは特殊な災害の発生によって、広域的な消防相互応援を行う必要が生じた場合、愛知県内広域消防相互応援協定（以下「協定」という。）に基づく応援並びに県内応援部隊の派遣及び運用を円滑かつ迅速に実施することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この計画において使用する用語の定義は、別紙1のとおりとする。

（県内応援を必要とする災害規模）

第3条 県内応援を必要とする災害規模は、協定に定める災害のうち、原則、その市町村等の保有する消防力（近隣市町村等と締結している協定に伴う応援による消防力を含む。）によって災害の防御が困難若しくは困難が予想される場合又は災害の防御のために【緊急消防援助隊愛知県大隊応援等実施計画（以下「緊援隊応援計画」という。）】に定める特定の消防機関が保有する特殊な車両若しくは資機材を必要とする場合とする。

（代表消防機関及び代表消防機関代行）

第4条 代表消防機関を名古屋市消防局とし、代表消防機関代行業を豊田市消防本部とする。

（代表消防機関の任務）

第5条 代表消防機関の任務は、次のとおりとする。

- (1) 県内応援の要請に関すること。
 - (2) 被災地の情報収集に関すること。
 - (3) 県内応援派遣本部の設置及び運営に関すること。
 - (4) 愛知県防災安全局防災部消防保安課（以下「愛知県」という。）との連絡調整及び情報交換に関すること。
- 2 代表消防機関が、被災等によりその任務を遂行できない場合は、代表消防機関代行がその任務を遂行する。

（県内応援派遣本部）

第6条 要請消防機関が、代表消防機関に県内応援を要請、若しくは県内において県内応援が必要または必要と予想される災害を代表消防機関が覚知した場合は、速やかに代表消防機関に県内応援派遣本部を設置する。

- 2 県内応援派遣本部長は、代表消防機関消防長をもって充てる。本部員は、代表消防機関及び愛知県の職員をもって充てる。
- 3 県内応援派遣本部は、出動部隊がすべて帰署（所）した時点をもって解散する。

（愛知県の任務）

第7条 愛知県の任務は次のとおりとする。

- (1) 代表消防機関との各種連絡調整及び情報交換を行うこと。
- (2) 消防庁との各種連絡調整。
- (3) 各消防機関の意見を踏まえて、本基本計画を修正すること。

（情報連絡）

第8条 県内応援に係る情報連絡体制は、次のとおりとする。

- (1) 連絡窓口

県内応援における各消防本部等関係機関の情報連絡窓口は、【緊急消防援助隊愛知県大隊応援等実施計画】に準ずる。

(2) 連絡系統

県内応援における各機関同士の情報連絡系統は、別紙2のとおりとする。

(3) 連絡方法

情報連絡方法は、原則として電話、FAX又は電子メールによるものとする。

ただし、有線断絶時には防災行政無線（高度情報通信ネットワーク）又は主運用波等とする。

また、緊急消防援助隊の支援情報共有ツール（SJK）も利用を可能とする。

(4) 留意事項

情報連絡系統に記載のない機関等への連絡が必要となるものについては、原則、要請消防機関から必要な連絡先に情報連絡を行うこととする。

第2章 応援要請

（応援要請）

第9条 要請消防機関は、管轄内で発生した災害において県内応援が必要と判断した場合、代表消防機関に県内応援が必要である旨を速やかに電話により連絡する。

2 要請消防機関は、様式1に掲げる事項を把握した段階でFAX（これと併せて電子メールによっても可能とする。）により速やかに代表消防機関へ送付する。なお、様式1に掲げる事項に追加及び変更が生じた場合は、その都度、代表消防機関に様式1を続報として送付する。

3 代表消防機関は、要請消防機関から要請を受けた場合は、速やかに県内応援派遣本部を設置する。

（応援要請によらない覚知）

第10条 被災地以外の消防本部が、近隣市町村等で県内応援が必要又は必要と予想される災害を覚知した場合は、速やかに代表消防機関に連絡する。

2 代表消防機関は、県内応援が必要又は必要と予想される災害を覚知した場合は、被災地消防本部に連絡し、県内応援の必要性について確認する。

3 代表消防機関は、県内応援が必要又は必要と予想される災害を覚知した場合は、速やかに県内応援派遣本部を設置する。

（航空機の応援要請）

第11条 航空機のみを要請する場合は、原則、「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」により要請を行うものとする。当該要請は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により名古屋市に対して行う。

2 消防部隊と併せて、航空機が必要と判断した場合は、本協定により要請を行う。

第3章 先遣隊

（先遣隊の派遣）

第12条 県内応援派遣本部は、県内応援が必要又は必要と予想される災害を覚知し、応援部隊規模の把握等に必要と判断した場合は、被災地に先遣隊を派遣する。

2 県内応援派遣本部は、電話により該当消防本部に先遣隊の派遣を要請する。

3 県内応援派遣本部は、災害の発生状況から判断して、先遣隊が出動する場所（被災地消防本部の指揮本部又は災害現場等）を指示する。

（先遣隊の任務）

第13条 先遣隊は、早期に被災地に出動し、災害実態の把握及び情報収集を行い、県内応援に必要な部隊規模及び緊急消防援助隊の派遣の必要性を把握し、県内応援派遣本部に電話等により報告する。

（先遣隊（長）の編成）

第14条 先遣隊は、原則、先遣隊登録消防機関から被災地に迅速に出動できる消防本部を県内応援派遣本部が編成する。

2 先遣隊は、同一消防本部から先遣隊長1名及び指揮隊1隊で編成する。なお、必要に応じて活動隊を追加で編成する。

(先遣隊登録消防機関)

第15条 先遣隊登録消防機関については次のとおりとする。

	消防本部
先遣隊登録消防機関	名古屋市消防局 豊田市消防本部 豊橋市消防本部 岡崎市消防本部 一宮市消防本部 春日井市消防本部 知多中部広域事務組合消防本部 尾三消防本部 衣浦東部広域連合消防局

(航空機による先遣)

第16条 県内応援派遣本部は、航空機を運用した先遣による情報収集が有効と判断した場合には、航空機を出動させる。

第4章 県内応援部隊

(県内応援部隊(長)の編成)

第17条 県内応援派遣本部は、原則、【緊援隊応援計画】に登録されている小隊(以下「登録隊」という。)から、被災地において行う活動に必要な小隊を選定し、県内応援部隊を編成する。

2 登録隊以外から、県内応援部隊を編成する場合は、県内応援派遣本部が、該当消防本部と調整し編成する。

3 県内応援部隊長は、県内応援派遣本部が指名する。

4 県内応援部隊指揮隊は、県内応援部隊長の所属する消防本部から編成する。

(指揮体制)

第18条 県内応援部隊長は、県内応援部隊を統括して被災地に出動するとともに、被災地において指揮者の指揮の下に行動し、県内応援部隊の活動の管理を行う。

2 先遣隊が出動している場合、県内応援部隊と合流後は、県内応援部隊に先遣隊を編入する。編入後の、県内応援部隊長については、県内応援派遣本部が指名した者とする。

(航空機の編成)

第19条 県内応援派遣本部は、被災地において、航空機による活動が有効と判断した場合には、要請消防機関からの航空機の要請がなくとも、航空機を編成する。

第5章 出動

(出動準備)

第20条 第9条及び第10条の場合、県内応援派遣本部は、出動可能な隊の把握を行うため、県内各消防本部へFAX及び電子メールで通知する。

2 前項の場合において、被災地消防本部以外の各消防本部は、県内応援部隊の出動可否について、県内応援派遣本部へ様式3により直ちにFAX又は電子メールで報告する。

報告期限は、前項の通知を受けてから30分以内とする。

3 ブロック幹事消防機関は、各消防本部へ第1項及び第5項のFAX及び電子メールが届いているかを確認し、結果を県内応援派遣本部に電話で報告する。なお、地区のあるブロックについては、地区幹事消防機関が、地区内の消防本部へ確認を行い、ブロック幹事消防機関へ報告する。ブロック幹事消防機関及び地区幹事消防機関が被災地消防本部に該当する場合は、県内応援派遣本部が、当該ブロック内から代行する消防機関を指名し、指名された消防機関が確認を行う。

4 県内応援派遣本部は、第2項の報告結果、災害発生場所、災害発生状況及び応援要請内容等に基づいて、出動部隊の編成を行う。なお、様式3により報告した隊以外の隊を県内応援部隊に編成する場合は、県内応援派遣本部が該当消防本部と調整を行う。

5 県内応援派遣本部は、県内応援の必要がなくなった場合には、県内各消防本部へFAX及び電子メールで通知する。

(出動要請)

第21条 県内応援派遣本部は、出動させる消防本部に対して県内応援部隊の出動要請を行う(FAX及び電子メールにより県内各消防本部へ送信する。なお、FAX及び電子メールによる送信のいとまがないときは、県内応援派遣本部は口頭により出動要請を行うこととし、その場合には、事後にFAX及び電子メールを送信する)。

(出動)

第22条 出動要請を受けた消防本部は、速やかに小隊を出動させる。

2 小隊を出動させる消防本部は、様式6を県内応援派遣本部あて電子メールで速やかに報告する。

(各隊の携行資機材等)

第23条 出動時における各隊の携行資機材等を次のとおりとする。

- (1) 各隊の任務を遂行する上で必要な資機材
- (2) 食料、飲料水、着替え等の個人資機材(原則として24時間活動可能なもの)
※ 食料については行動食を中心とし、調理の必要がない簡易なものを努めて準備する。
- (3) 携帯無線機、携帯電話、衛星携帯電話等
- (4) 緊急消防援助隊動態情報システム(DJS)可搬型端末器
- (5) その他応援活動時に必要と思えるもの

(集結場所への集結)

第24条 県内応援派遣本部は、要請消防機関と調整して集結場所を決定する。

2 県内応援派遣本部は、各消防本部に対して県内応援部隊の集結場所、集結時間等を様式5に記載して連絡する。

3 集結場所において、県内応援部隊指揮隊が集結確認を実施する。

4 各小隊長は、交通事故や渋滞等により、集結が不能又は集結時間より大幅に遅延する場合は、その旨を県内応援派遣本部へ報告する。

5 県内応援部隊指揮隊は、全体の集結完了後、県内応援派遣本部へ集結完了の報告をする。

6 集結場所に到着した際に、受援市町村の消防職員等がいる場合には、各種情報を聴取する。

7 県内応援部隊長より先に集結場所に到着した場合、県内応援部隊長の到着を待ち、その後は、県内応援部隊長と行動するものとする。なお、県内応援部隊長が集結場所から出動後に集結場所に到着する隊は、集結場所を経由することなく、県内応援部隊長から直接、被災地に出動する指示を受けるものとする。

(被災地への進出)

第25条 県内応援部隊長は、県内応援派遣本部と連携して情報収集に努め、次の項目を各隊へ周知徹底し、被災地へ進出する。

- (1) 被災地の被害概要、被災範囲等
- (2) 県内応援部隊の活動地域及び任務
- (3) 県内応援部隊の活動方針
- (4) 指揮命令系統（部隊編成等）
- (5) 使用無線系統
- (6) 活動報告要領
- (7) 各隊員の健康状態、各隊の資機材・燃料確認
（被災地到着）

第26条 県内応援部隊長は、被災地に到着したときは、速やかに部隊の内訳、人員、資機材等を指揮者に報告し、次に掲げる事項について確認をする。

- (1) 被害状況
- (2) 活動方針
- (3) 活動地域及び任務
- (4) 安全管理に関する体制
- (5) 使用無線系統
- (6) その他活動上必要な事項
（情報共有）

第27条 被災地へ出動する部隊は、緊急消防援助隊動態情報システム（D J S）及び支援情報共有ツール（S J K）を活用し、被災地に向かう途上の道路情報、給油情報等について情報共有に努めるものとする。

- 2 県内応援派遣本部及び被災地消防本部は緊急消防援助隊動態情報システム（D J S）及び支援情報共有ツール（S J K）を活用し、被害状況及び部隊の活動状況等について情報共有に努めるものとする。

第6章 現場活動

（無線通信運用体制及び情報収集）

第28条 各隊は各消防本部からの出動の際、主運用波に切り替える。

- 2 各消防本部は、可能な限り主運用波を傍受し、県内応援部隊の動向を把握する。
- 3 必要に応じて県内応援部隊保有のトランシーバーを活用する。
- 4 無線の呼び出し及び用語は次のとおりとする。
 - (1) 県内応援部隊内における無線交信の際には、原則として電波法に基づき許可を受けた無線呼び出し名称を使用し、必要に応じて相手の所属、任務等が認識できる名称を付する。
 - (2) 各消防本部が独自に使用している無線用語を避け、共通認識が可能な表現で無線交信をする。

（解毒剤自動注射器の使用に係る運用）

第29条 解毒剤自動注射器の運用が必要となった場合には、本基本計画に基づき応援要請等を行うとともに、運用方法については、令和3年12月14日付け消防参第257号「化学災害・テロ時における解毒剤自動注射器の使用に係る運用要領等の改正について（通知）」及び「解毒剤自動注射器の使用に係る運用要領」に従い行うものとする。

（航空機の運用）

第30条 県内応援部隊長又は県内応援指揮支援隊長が航空機による活動を必要と判断した場合は、県内応援派遣本部に活動場所及び活動内容と併せて航空機の要請を行う。

- 2 航空機が現場活動を行う際は、県内応援部隊長と連携を密にして現場活動を行う。
（応援の始期及び終期）

第31条 応援の始期及び終期については、次のとおりとする。

- (1) 応援の始期は、応援隊が常備配置消防署（所）から出動した時点とする。なお、県内応援部隊が消防署（所）以外にある場合は、応援要請を受け応援出動した時点とする。
- (2) 応援の終期は、応援隊が帰署（所）した時点とする。
（応援の中断）

第32条 応援消防機関の都合で応援隊の派遣を中止しなければならない特別の事態が生じた場合は、応援消防機関の長は、県内応援派遣本部に状況説明の上、応援を中断することができるものとする。

第7章 応援活動の終了及び報告

（活動終了）

第33条 要請消防本部は災害の状況等を総合的に勘案し、県内応援部隊の活動終了を判断するものとし、県内応援派遣本部にその旨を報告する。

- 2 県内応援派遣本部は、要請消防機関からの活動終了の旨の連絡を受け、県内応援部隊の引き揚げを決定し、速やかに県内応援部隊長へその旨を連絡する。
- 3 県内応援部隊長は、県内応援派遣本部からの引き揚げ決定の連絡を受け、被災地における活動を終了するものとする。
- 4 県内応援部隊長は、前項に基づき現場における活動を終了した場合には、次に掲げる事項を指揮者に報告し、指揮者の了承を得て引き揚げる。
 - (1) 県内応援部隊の活動概要（時間、場所、隊数等）
 - (2) 活動上の異常の有無
 - (3) 隊員の負傷の有無
 - (4) 車両・資機材等の損傷の有無
 - (5) その他の必要な事項
- 5 県内応援部隊長は、引き揚げ時に、各隊に対し人員及び資機材の点検を実施させ、異常の有無等を報告させる。
- 6 県内応援部隊長は、引き揚げを県内応援派遣本部へ連絡し、県内応援派遣本部は愛知県及び各消防本部にその旨を連絡する。
- 7 航空小隊については、上記第4項で定められた報告を、名古屋市消防航空隊長が県内応援派遣本部に直接行う。

（帰署報告）

第34条 県内応援部隊が被災地から帰署（所）した場合には、当該部隊の所属消防本部は、「消防本部名、帰所（所）時間及び異常の有無」を、県内応援派遣本部へ電子メールで速やかに報告する。

- 2 県内応援派遣本部は、全部隊が帰署（所）したことを確認し、その旨、愛知県へ報告する。
（報告）

第35条 要請消防機関は、事後速やかに様式7を作成し、代表消防機関へ電子メールにて報告する。

- 2 応援消防機関は、事後速やかに様式8を応援部隊ごとに取りまとめ、代表消防機関へ電子メールにて報告する。

第8章 県内応援派遣本部

（県内応援派遣本部の任務）

第36条 県内応援派遣本部の任務については、次のとおりとする。

- (1) 要請消防機関との各種連絡調整
- (2) 県内応援が必要又は必要と予想される災害を覚知した場合の被災地消防本部との各種連絡調整
- (3) 県内応援に関係する県内各消防本部との各種連絡調整
- (4) 県内応援部隊、先遣隊及び県内応援指揮支援隊の編成、出動について
- (5) 県内応援部隊長、先遣隊長及び県内応援指揮支援隊長との各種連絡調整
- (6) 県内応援部隊の出動、集結及び活動に関する調整
- (7) 交替部隊及び増援部隊の派遣に関する調整
- (8) 各消防本部で調達が困難な資機材の確保や車両、人員の輸送手段に係る調整
- (9) 県内応援部隊の活動記録の集約、整理
- (10) 県内各消防本部に対する県内応援に関する情報提供
- (11) 県内において緊急消防援助隊を受援する場合における、消防応援活動調整本部との各種連絡調整
- (12) 県内応援部隊の活動が長期化する見込みの場合における、後方支援体制の調整（後方支援については、原則、緊援隊応援計画に準ずる）
- (13) リエゾンの派遣について
- (14) 愛知県との各種連絡調整
- (15) 航空機の運用及び調整
- (16) その他必要な事項
（県内応援に関する連絡）

第37条 県内応援派遣本部は、該当する様式その他、県内応援に関して各消防本部に連絡する事項がある場合は、様式9を活用する。

第9章 県内応援指揮支援隊

（県内応援指揮支援隊の任務）

第38条 被災地における県内応援部隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うこと。

（県内応援指揮支援隊長の任務）

第39条 県内応援指揮支援隊を統括し、指揮者を補佐し、及び指揮者の指揮を受け被災地における県内応援部隊の活動管理を行うこと。

（県内応援指揮支援隊の編成及び出動）

第40条 県内応援派遣本部は、被災地の災害状況及び緊急消防援助隊の受援状況等から必要に応じて県内応援指揮支援隊を編成し被災地消防本部の指揮本部等に出動させる。

2 県内応援指揮支援隊は、緊援隊応援計画における指揮支援隊に準じて名古屋市消防局により編成する。

第10章 その他

（緊急消防援助隊の受援）

第41条 被災地において県内応援を行い、かつ、緊急消防援助隊を受援する場合は、本計画の他、愛知県緊急消防援助隊受援計画に基づき活動する。

（経費の負担）

第42条 応援に要する経費の負担については、協定に記載のとおりとする。

災害救助法施行細則（愛知県）

昭和40年10月29日規則第60号
最終改正 令和2年3月27日規則第16号

（趣旨）

第1条 この規則は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和22年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号。以下「規則」という。）の施行に関する事項を定めるものとする。

第2条 削除

削除〔平成12年規則77号〕

（救助実施区域の公告）

第3条 知事は、法による救助（以下「救助」という。）を実施するときは、すみやかに救助を実施する市区町村の区域を公告するものとする。

第4条 削除

削除〔平成12年規則77号〕

（救助の程度、方法及び期間）

第5条 令第三条の救助の程度、方法及び期間は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成二十五年内閣府告示第二百二十八号）に定めるところによる。ただし、知事は、これによることができない特別の事情があると認めるときは、その都度内閣総理大臣に協議し、これを超えて救助を実施するものとする。

一部改正〔平成12年規則77号・13年1号・26年4号・29年33号〕

（物資の保管等に関する公用令書等）

第6条 規則第1条の公用令書、公用変更令書及び公用取消令書（以下次条及び第8条において「公用令書等」という。）は、次の各号に掲げる様式による。

- 1 物資の保管を命ずる場合の公用令書 様式第1
- 2 物資を収用し、施設を管理し、又は土地、家屋若しくは物資を使用する場合の公用令書 様式第2
- 3 公用変更令書 様式第3
- 4 公用取消令書 様式第4

（受領書）

第7条 前条の公用令書等の交付を受けた者は、受領書を直ちに知事に提出しなければならない。

（強制物件台帳）

第8条 第6条の公用令書等を交付したときは、強制物件台帳（様式第5）に所要事項及びその後の経過を記録しておくものとする。

（受領調書）

第9条 規則第2条第3項の受領調書は、様式第6による。

② 当該職員は、前項の受領調書を作成するときは、物資の引渡しをした所有者又は占有者を立ち合わせなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。

一部改正〔平成19年規則29号〕

（損失補償請求書）

第10条 規則第3条第1項の損失補償請求書は、様式第7によらなければならない。

(従事命令に関する公用令書等)

第11条 規則第4条第1項及び第3項の公用令書及び公用取消令書は、次の各号に掲げる様式による。

1 公用令書 様式第8

2 公用取消令書 様式第9

(受領書に関する規定の準用)

第12条 第7条の規定は、前条の公用令書又は公用取消令書の交付を受けた者の受領書について準用する。

(救助従事者台帳)

第13条 第11条の公用令書又は公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳(様式第10)に所要事項及びその後の経過を記録しておくものとする。

(従事不能の場合の届出)

第14条 規則第4条第2項の規定による届出は、従事不能届(様式第11)に次の各号に掲げる書類を添えてしなければならない。

1 負傷又は病気により救助に関する業務に従事することができない場合においては、医師の診断書。ただし、やむを得ない事情により医師の診断書が得られないときは、警察官の証明書

2 天災その他避けることのできない事故により救助に関する業務に従事することができない場合においては、市区町村長、警察官又はその他適当な公務員の証明書

(実費弁償の程度)

第15条 法第7条第5項の規定による実費弁償の程度は、別表第1のとおりとする。

一部改正〔平成26年規則4号・平成29年規則33号〕

(実費弁償請求書)

第16条 規則第5条の実費弁償請求書は、様式第12によらなければならない。

(身分を示す証票)

第17条 法第10条第3項において準用する法第6条第4項の身分を示す証票は、様式第13による。

一部改正〔平成26年規則4号〕

(扶助金支給申請書)

第18条 規則第6条第1項の扶助金支給申請書は、様式第14によらなければならない。

② 前項の扶助金支給申請書には、規則第6条第2項各号の書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

1 療養扶助金を除く各扶助金の支給申請書については、令第8条第2項の支給基礎額の認定に必要な書類

2 休業扶助金支給申請書については、前号に定める書類のほか、療養のため休養を必要とする旨の医師の診断書及び負傷し、又は病気にかかったため、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、ほかに収入を得ることができない等特に扶助金の支給を必要とする理由を詳細に記載した書類

3 打切扶助金支給申請書については、第1号に定める書類のほか、療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書

一部改正〔平成26年規則4号〕

(扶助金の支給基礎額)

第19条 令第8条第2項第2号及び第3号の扶助金の支給基礎額は、別表第2のとおりとする。

一部改正〔平成26年規則4号平成29年33号〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第15条関係）

1 令第4条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日当

県の常勤の職員で救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮してその都度決定する額以内

(2) 時間外勤務手当

日当の額を8で除して得た額を勤務1時間当たりの給与額として職員の給与に関する条例（昭和42年愛知県条例第3号）第15条の規定の例により算定される額以内

(3) 旅費

職員等の旅費に関する条例（昭和29年愛知県条例第1号）別表第1の1による一般職員相当額以内

2 令第4条第5号から第10号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその100の3の額を加算した額以内

一部改正〔昭和43年規則56号・44年49号・45年90号・46年79号・48年2号・73号・94号・50年81号・51年82号・52年70号・53年79号・54年49号・55年45号・56年64号・57年47号・59年82号・60年77号・87号・61年75号・62年72号・63年56号・平成元年62号・2年61号・3年56号・4年72号・5年74号・6年81号・7年76号・10年47号・82号・11年104号・12年125号・14年7号・76号・15年72号・16年47号・19年50号・26年4号・29年33号〕

別表第2（第19条関係）

対象者	扶助金の支給基礎額
法第7条の規定により救助に関する業務に従事した者のうち、労働基準法（昭和22年法律第49号）に規定する労働者でない者	事故発生の前1年間におけるその者の所得（当該事業又は当該業務に伴う所得以外の所得及び退職金等の臨時所得を除く。以下同じ。）の額を365で除して得た額（以下「基準収入額」という。）に相当する額。ただし、その者の基準収入額が、その地方で、同種同規模の事業を営み、又は同様の業務に従事する者の前1年間における所得の額の平均額を365で除して得た額（以下「標準収入額」という。）を超えるときは、原則として、標準収入額に相当する額とする。
法第8条の規定により救助に関する業務に協力した者	警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和27年政令第429号）第5条に規定する給付基礎額の例による額

一部改正〔昭和42年規則55号・48年2号・73号・94号・50年81号・51年82号・52年70号・53年79号・54年49号・55年45号・56年64号・57年47号・59年82号・60年77号・61年75号・62年72号・63年56号・平成元年62号・2年61号・3年56号・4年72号・5年74号・6年81号・7年76号・10年47号・82号・11年104号・19年50号・20年49号・24年39号・25年4号・29年33号〕

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の 処理すべき事務又は業務の大綱（風水害等災害対策計画）

第1 指定地方行政機関

1 中部管区警察局

- (1) 管区内各県警察の災害警備活動の指導・調整に関することを行う。
- (2) 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関することを行う。
- (3) 管区内各県警察の相互援助の調整に関することを行う。
- (4) 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関することを行う。
- (5) 情報の収集及び連絡に関することを行う。

2 東海財務局

- (1) 災害復旧事業費の査定立会に際しては、災害復旧事業の公平かつ適正な実施を期するとともに、民生の安定を図る上からできるだけ早期に災害復旧事業を実施することができるようにする。
- (2) 地方公共団体が緊急を要する災害復旧事業等のために災害つなぎ資金を希望する場合には、短期貸付の措置を適切に運用する。
- (3) 地方公共団体が災害復旧事業等に要する経費の財源として地方債を起す場合は、資金事情の許す限り、財政融資資金をもって措置する。
- (4) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関等に対して機を逸せず必要と認められる範囲内で、適切な措置を要請する。
- (5) 災害が発生した場合における応急措置等のため必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。
- (6) 上記(1)～(5)の措置等を適切に行うため、必要に応じ情報連絡員（リエゾン）を派遣する。

3 東海北陸厚生局

- (1) 災害状況の情報収集、連絡調整
- (2) 関係職員の派遣
- (3) 関係機関との連絡調整

4 東海農政局

- (1) 農地防災事業等の防災に係る国土保全対策を推進する。
- (2) 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集を行う。
- (3) 被災地に生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑な供給を図るため必要な指導を行う。
- (4) 被災地における農作物等の病虫害防除に関する応急措置について指導を行う。
- (5) 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施及び指導を行う。
- (6) 直接管理し、又は工事中の農地、農業用施設等について応急措置を行う。
- (7) 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等を行う。
- (8) 被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等について指導を行う。
- (9) 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。
- (10) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。

5 中部森林管理局

- (1) 国有林野の崩壊地及び崩壊のおそれのある箇所について、山腹・溪間工事等の治山事業を実施するとともに、災害により被害等を受けた施設等については、国有林野事業施設等

に係る災害対策取扱要領に基づき復旧を図る。

- (2) 国有林野の火災を予防し、火災が発生した場合には、消防機関等と連携しながら、森林被害の拡大防止のための必要な措置等の応急対策を講じるものとする。
- (3) 災害復旧用材の供給、被災地等における木材の需給安定等について、知事等から要請があった場合、国有林材の供給、木材関係団体等への要請等に努め、災害救助及び災害復旧の実施に協力するものとする。
- (4) 知事、市町村長等から災害応急対策に必要な機械器具等の貸付又は使用の要請があったときは、これに協力する。

6 中部経済産業局

- (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- (2) 電力及びガスの安定供給の確保に関すること。
- (3) 災害対応物資の円滑な供給の確保のため、関係機関から情報を収集するとともに、必要に応じて、経済産業省関係部署と関係機関との連絡調整を行う。
- (4) 中小企業者の業務を確保するため、その事業の再建に必要な資金の融通の円滑化等の措置を行う。
- (5) 必要に応じて災害対策本部等への職員の派遣を行う。

7 中部近畿産業保安監督部

高圧ガス、液化石油ガス等所掌に係る危険物又はその施設、鉱山施設、電気施設、ガス施設の保安の確保に必要な監督又は指導を行う。

8 中部運輸局

- (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- (2) 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため船舶の調達にあつせん、特定航路への就航勧奨を行う。
- (3) 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導を行う。
- (4) 緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制を強化し、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保に努める。
- (5) 特に必要があると認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置を講ずる。
- (6) 鉄道・バスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。
- (7) 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。
- (8) 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達あつせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。
- (9) 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。
- (10) 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。
- (11) 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策を支援する。

9 大阪航空局中部空港事務所

- (1) 航空保安施設の管理運用を行う。
- (2) 航空機乗務員に対し、航空機の航行の安全を確保するために必要な情報の提供を行う。
- (3) 航空機の航行の安全を確保し、秩序を維持するために航空交通管制を行う。
- (4) 遭難航空機の捜索及び救助に関し、関係機関に協力する。
- (5) 航空輸送の要請に速やかに対応できるよう、緊急輸送関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と密接に連携し、緊急輸送が適切に実施されるよう、必要な措置を講

ずる。

- (6) 運輸安全委員会に対する航空機事故調査の援助を行う。
- (7) 自衛隊の災害派遣要請を行う。

10 第四管区海上保安本部

- (1) 情報の収集、伝達を行う。
- (2) 船舶、臨海施設、遊泳者等に対し、災害の発生、その他災害に関する情報の伝達及び周知を図る。
- (3) 海難の救助、排出油等の防除及び救済を必要とする場合における援助を行う。
- (4) 海上における船舶交通の安全確保を図るため、航路障害物の除去、航行警報、水路通報等の通報を行う。
- (5) 海上の安全の確保を図るため、船舶に対し避難勧告、移動命令及び危険物積載船舶・臨海施設に必要な保安措置を指示する。
- (6) 海上火災の発生するおそれのある海域にある者に対し、火気の使用を制限し、又は、禁止する。
- (7) 排出油に対し、措置義務者に除去を命ずる等必要な措置をとる。
- (8) 自衛隊の災害派遣要請を行う。
- (9) 海上における治安を維持する。

11 名古屋地方気象台

- (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表を行う。
- (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。
- (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
- (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
- (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。

12 東海総合通信局

- (1) 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理を行う。
- (2) 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理を行う。
- (3) 被災地区における電気通信施設の被害状況の調査を行う。
- (4) 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関することを行う。
- (5) 非常通信協議会の運営に関することを行う。
- (6) 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等へ衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与を行う。

13 愛知労働局

- (1) 被災労働者、被災事業主等からの賃金・解雇等労働条件一般、安全衛生、労災保険に関する相談について、迅速的確な処理に努める。
- (2) 化学設備を有する事業主に対して、危険物・有害物の漏えい等による災害防止のための監督指導等を実施し、労働者の安全衛生の確保に努める。
- (3) 災害応急工事、災害復旧工事等を行う事業主に対して監督指導等を実施し、労働者の安全衛生の確保に努める。
- (4) 被災者の医療対策について必要があると認められるときは、管轄区域内にある労災病院又は労災保険の指定病院等に対して、医師その他の職員の派遣、医薬品の提供等必要な措置を講ずるように要請する。
- (5) 被災労働者に対する労災補償の給付事務を迅速に行う。

- (6) 災害による事業の閉鎖、事業活動の縮小等により、失業した人に対して職業相談を行うとともに、就職先の確保に努める。
- (7) 被災者に対して、必要に応じ職業相談、職業紹介等窓口を設置する。
- (8) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 25 条に基づき、雇用保険求職者給付における基本手当（賃金日額の 4.5 割～8 割に相当する額）の支給を行う。

14 中部地方整備局

(1) 災害予防

- ア 降雨、河川水位などについて観測する。
- イ 木曾川・長良川・庄内川（矢田川を含む）・矢作川・豊川及び豊川放水路に洪水のおそれがあるとき、名古屋地方気象台・岐阜地方気象台と共同して洪水予報〔（木曾川中流・木曾川下流・長良川下流・庄内川・矢作川・豊川及び豊川放水路）氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報〕を公表し、関係機関に連絡する。
- ウ 木曾川、長良川、庄内川（矢田川を含む）、矢作川、豊川及び豊川放水路の水防警報を行う。
- エ 災害発生後の応急復旧を円滑に進めるため災害応急復旧用資機材について備蓄等を推進する。
- オ 防災訓練は、実践的な方法をもって実施する。
- カ 大規模災害による被災施設の復旧等をより迅速、確実、効果的に行うため、公共土木施設等の被災状況モニター制度及びボランティアによる活動で被災状況把握及び応急対策等に対する防災協力活動を行う防災エキスパート制度を活用する。
- キ 災害から港湾並びに地域住民の生命、身体及び財産を防護するため、港湾・海岸保全施設等の整備に関する計画・指導及び事業を実施する。

(2) 初動対応

情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。

(3) 応急復旧

- ア 災害が発生した場合又はおそれのある場合、必要な体制を整え所掌事務を実施する。
- イ 災害発生後の応急対策を実施する際、防災関係機関と密接な連絡を保ち、協力を行う。
- ウ 災害発生時における緊急輸送道路の確保として、関係機関と調整を図りつつ、路上障害物の除去等を実施する。
- エ 災害発生後、体制を速やかに整え、所管施設の緊急点検を実施する。
- オ 港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業を実施する。
- カ 海上の排出油災害に対し、除去等必要な措置を講ずる。
- キ 要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災ヘリコプター・災害対策用機械・油回収船・浮体式防災基地等を被災地支援のため出動させる。

15 中部地方環境事務所

- (1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供を行う。
- (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集を行う。

16 近畿中部防衛局東海防衛支局

- (1) 所管財産の使用に関する連絡調整を行う。
- (2) 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整を行う。
- (3) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援を行う。

17 国土地理院中部地方測量部

- (1) 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。
- (2) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。
- (3) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。
- (4) 被災した地域の災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて基準点等の復旧測量、地図の修正測量等を実施する。また、公共基準点等の復旧測量、地図の修正測量等公共測量の実施にあたっては、測量法第36条の規定により、実施計画書の技術的助言を行う。

第2 自衛隊

自衛隊は、災害派遣要請者（県知事、第四管区海上保安本部長、大阪航空局中部空港事務所長）からの要請に基づき、防災活動を実施するとともに、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく防災活動を実施する。

なお、実施する防災活動を例示すると、概ね次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握を行う。
- (2) 避難の援助を行う。
- (3) 遭難者等の捜索救助を行う。
- (4) 水防活動を行う。
- (5) 消防活動を行う。
- (6) 道路又は水路の啓開を行う。
- (7) 応急医療、救護及び防疫を行う。
- (8) 人員及び物資の緊急輸送を行う。
- (9) 給食及び給水を行う。
- (10) 入浴支援を行う。
- (11) 救援物資の無償貸付又は譲与を行う。
- (12) 危険物（火薬類等）の保安及び除去を行う。
- (13) その他自衛隊の能力で対処可能な防災活動を行う。

第3 指定公共機関

1 独立行政法人国立病院機構

知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う。

2 独立行政法人水資源機構

水資源開発施設等（ダム、調整池、頭首工、用排水路、水門等）の保全及び同施設を通じて行われる流水の機能の維持に努めるとともに、これらの施設の災害復旧を行う。

3 独立行政法人地域医療機能推進機構

知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う。

4 独立行政法人都市再生機構

- (1) 関係機関からの情報収集や密接な連携を図る。
- (2) 国等からの要請・依頼に応じて、危険度判定士や応急仮設住宅建設要員の派遣等を迅速に行うとともに、賃貸型応急住宅としてのUR賃貸住宅の貸与や応急仮設住宅の建設用地の提供を行う。

5 日本銀行

災害発生時等においては、関係行政機関と密接な連携を図りつつ、次の措置を講じる。

- (1) 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節
 - ア 通貨の円滑な供給の確保
 - イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保
 - ウ 通貨及び金融の調節
 - (2) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置
 - ア 決済システムの安定的な運行に係る措置
 - イ 資金の貸付け
 - (3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置
 - (4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
 - (5) 各種措置に関する広報
 - (6) 海外中央銀行等との連絡・調整
- 6 日本赤十字社
- (1) 必要に応じ所定の常備救護班が迅速に出動できる体制を整備するため、平常時から計画的に救護員を養成・確保するとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。
 - (2) 避難所の設置に係る支援を行う。
 - (3) 医療、助産、死体の処理（一時保存を除く。）の業務を行う。
 - (4) 血液製剤の確保と供給を行う。
 - (5) 日頃から備蓄してある赤十字救援物資（毛布、緊急セット等）を被災者のニーズに応じて配分する。

なお、配分にあたっては地方公共団体や防災ボランティア等の協力を得ながら行う。
 - (6) 義援金等の受付及び配分を行う。

なお、配分については、地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して、義援金の迅速かつ公正な配分に努める。
- 7 日本放送協会
- (1) 気象等予警報及び被害状況等の報道を行う。
 - (2) 平常時から防災知識の普及に関する報道を行う。
 - (3) 放送施設の保守を行う。
- 8 中日本高速道路株式会社
- 高速自動車国道、一般有料道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。
- 9 中部国際空港株式会社
- (1) 空港及び航空保安施設の管理運用を行う。
 - (2) 空港における航空機事故の予防を図る。
 - (3) 空港施設の応急点検体制を整備する。
 - (4) 航空機輸送の安全確保と、空港施設の機能確保を行う。
 - (5) 空港及び空港周辺の航空機事故における消火救難活動を行う。
 - (6) 航空機による緊急輸送の確保に関し必要な協力を行う。
- 10 東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社
- (1) 線路、ずい道、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。
 - (2) 災害により線路が不通となった場合は、列車の運転休止、又は自動車による代行輸送及び連絡社線による振替輸送等を行う。
 - (3) 死傷者の救護及び処置を行う。

- (4) 対策本部は、運転再開にあたり必要により抑止列車の車両の検査、乗務員の手配等を円滑に行う。
- 11 日本郵便株式会社
- 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。
- また、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。
- (1) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。
 - (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。
 - (3) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。
 - (4) 被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の物を内容とするゆうパックの料金免除を実施するものとする。
 - (5) 被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。
- 12 中部電力株式会社（※1）、株式会社 J E R A、関西電力株式会社（※2）、電源開発株式会社（※3）
- (1) 電力施設の災害予防措置を講ずるとともに被災状況を調査し、その早期復旧を図る。
 - (2) 電力に不足を生じた場合は、他電力会社との電力の融通を図る。
- （※1）中部電力パワーグリッド株式会社及び中部電力ミライズ株式会社を含む。
（※2）関西電力送配電株式会社を含む。
（※3）電源開発送電ネットワーク株式会社を含む。
- 13 東邦ガス株式会社
- (1) ガス施設の災害予防措置を講ずる。
 - (2) 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。
- 14 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社
- 国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の輸送を行う。
- 15 西日本電信電話株式会社
- (1) 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。
 - (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。
 - (3) 防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。
 - (4) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。
 - (5) 災害時における公衆通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
 - (6) 気象等警報を市町村へ連絡する。
 - (7) 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。
- 16 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
- (1) 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。
 - (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。
 - (3) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。
 - (4) 災害時における通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
 - (5) 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電話料金等の免除を行う。

17 KDDI株式会社

- (1) 災害対策本部を設置し、直ちに災害応急対策を行う。
- (2) 災害時における電気通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- (3) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。

18 株式会社NTTドコモ

- (1) 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。
- (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、通信設備を優先的に利用させる。
- (3) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。
- (4) 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- (5) 携帯電話等サービス契約約款等に基づき、災害関係携帯電話料金等の免除を行う。

19 ソフトバンク株式会社

- (1) 災害時における重要通信の確保、及び被災した電気通信設備等の早期復旧を図る。
- (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。
- (3) 災害時における情報等の的確かつ迅速な収集、伝達を行う。

20 楽天モバイル株式会社

- (1) 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請を優先的に対応する。
- (3) 災害対策本部を設置し災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。

21 一般社団法人日本建設業連合会

「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書」に基づき、県からの要請に応じて出動し、県が管理する公共土木施設の応急対策を実施する。

22 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス

国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資の調達又は供給等を行う。

第4 指定地方公共機関

1 愛知県土地改良事業団体連合会

土地改良区の管理する農業用施設等の整備及び点検並びに災害復旧対策への指導及び助言について協力する。

2 愛知県尾張水害予防組合

- (1) 水防施設、資機材の整備と管理を図る。
- (2) 水防計画の策定及びその推進を図る。

3 名古屋港管理組合、各港湾施設の管理機関

港湾施設等（水門、閘門、護岸、堤防、防潮壁、貯木場等）の維持管理を行うとともに、災害予防・応急復旧のための措置を行う。

4 各ガス事業会社

- (1) ガス施設の災害予防措置を講ずる。
- (2) 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。

5 一般社団法人愛知県トラック協会

災害応急活動のため関係機関からの緊急輸送要請に対応する。

- 6 各鉄道事業会社
東海旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社に準ずる。
- 7 各民間放送及び新聞社
日本放送協会に準ずる。
- 8 愛知県道路公社※、名古屋高速道路公社
各地方道路公社が管理する道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。
※ 愛知県道路公社の業務の一部は、愛知県有料道路運営等事業公共施設等運営権実施契約等に基づき、愛知道路コンセッション株式会社が行う。
- 9 公益社団法人愛知県医師会
 - (1) 医療及び助産活動に協力する。
 - (2) 防疫その他保健衛生活動に協力する。
- 10 一般社団法人愛知県歯科医師会
 - (1) 歯科保健医療活動に協力する。
 - (2) 身元確認活動に協力する。
- 11 一般社団法人愛知県薬剤師会
 - (1) 医薬品等の供給及び保管管理活動に協力する。
 - (2) 医薬品等の適正使用に関する活動に協力する。
- 12 公益社団法人愛知県看護協会
看護活動に協力する。
- 13 一般社団法人愛知県病院協会
医療及び助産活動に協力する。
- 14 一般社団法人愛知県LPガス協会
 - (1) LPガス設備の災害予防措置を講ずる。
 - (2) 発災後は、LPガス設備の災害復旧をする。
- 15 一般社団法人愛知県建設業協会、一般社団法人愛知県土木研究会
「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書」に基づき、県からの要請に応じて出動し、県が管理する公共土木施設の応急対策を実施する。

第5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- 1 産業経済団体
農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会等は、被害調査を行い、対策指導並びに必要な資機材及び融資のあっせんについて協力する。
- 2 文化、厚生、社会団体
日赤奉仕団、青年団等は、被災者の救助活動、義援金品の募集等について協力する。
- 3 危険物施設の管理者
危険物施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力する。
- 4 その他重要な施設の管理者
その他重要な施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力する。

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の 処理すべき事務又は業務の大綱（地震災害対策計画）

第1 指定地方行政機関

1 中部管区警察局

- (1) 管区内各県警察の災害警備活動の指導・調整に関することを行う。
- (2) 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関することを行う。
- (3) 管区内各県警察の相互援助の調整に関することを行う。
- (4) 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関することを行う。
- (5) 情報の収集及び連絡に関することを行う。

2 東海財務局

- (1) 災害復旧事業費の査定立会に際しては、災害復旧事業の公平かつ適正な実施を期するとともに、民生の安定を図るうえからできるだけ早期に災害復旧事業を実施することができるようにする。
- (2) 地方公共団体が緊急を要する災害復旧事業等のために災害つなぎ資金を希望する場合には、短期貸付の措置を適切に運用する。
- (3) 地方公共団体が災害復旧事業等に要する経費の財源として地方債を起こす場合は、資金事情の許す限り、財政融資資金をもって措置する。
- (4) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関等に対して機を逸せず必要と認められる範囲内で、適切な措置を要請する一方、被災者等からの金融相談ニーズに対応する金融相談窓口を設置する。
- (5) 災害が発生した場合、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。
- (6) 上記(1)～(6)の措置等を適切に行うため、必要に応じ情報連絡員（リエゾン）を派遣する。

3 東海北陸厚生局

- (1) 災害状況の情報収集、連絡調整
- (2) 関係職員の派遣
- (3) 関係機関との連絡調整

4 東海農政局

- (1) 農地防災事業等の防災に係る国土保全対策を推進する。
- (2) 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集を行う。
- (3) 被災地に生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑な供給を図るため必要な指導を行う。
- (4) 被災地における農作物等の病虫害防除に関する応急措置について指導を行う。
- (5) 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施及び指導を行う。
- (6) 直接管理し、又は工事中の農地、農業用施設等について応急措置を行う。
- (7) 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等を行う。
- (8) 被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等について指導を行う。
- (9) 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。
- (10) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。

5 中部森林管理局

- (1) 国有林野の崩壊地及び崩壊のおそれのある箇所について、山腹・溪間工事等の治山事業

を実施するとともに、災害により被害等を受けた施設等については、国有林野事業施設等に係る災害対策取扱要領に基づき復旧を図る。

- (2) 国有林野の火災を予防し、火災が発生した場合には、関係機関等と連携しながら、森林被害の拡大防止のための必要な措置等の応急対策を講じるものとする。
- (3) 災害復旧用材の供給、被災地等における木材の需給安定等について、知事等から要請があった場合、国有林材の供給、木材関係団体等への要請等、災害救助及び災害復旧の実施に協力するものとする。
- (4) 知事、市町村長等から災害応急対策に必要な機械器具等の貸付又は使用の要請があったときは、これに協力する。

6 中部経済産業局

- (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- (2) 電力及びガスの安定供給の確保に関すること。
- (3) 災害対応物資の円滑な供給の確保のため、関係機関から情報を収集するとともに、必要に応じて、経済産業省関係部署と関係機関との連絡調整を行う。
- (4) 中小企業者の業務を確保するため、その事業の再建に必要な資金の融通の円滑化等の措置を行う。
- (5) 必要に応じて災害対策本部等への職員の派遣を行う。

7 中部近畿産業保安監督部

高圧ガス、液化石油ガス、火薬類、コンビナート、鉱山、電気、ガス等所掌に係る施設の保安の確保に必要な監督又は指導を行う。

8 中部運輸局

- (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- (2) 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため船舶の調達のあっせん、特定航路への就航勧奨を行う。
- (3) 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導を行う。
- (4) 緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制を強化し、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保に努める。
- (5) 特に必要があると認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置を講ずる。
- (6) 鉄道・バスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。
- (7) 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。
- (8) 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。
- (9) 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用し得る車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。
- (10) 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。
- (11) 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策を支援する。

9 大阪航空局中部空港事務所

- (1) 航空保安施設の管理運用を行う。
- (2) 航空機乗務員に対し、航空機の航行の安全を確保するために必要な情報の提供を行う。
- (3) 航空機の航行の安全を確保し、秩序を維持するために航空交通管制を行う。
- (4) 遭難航空機の捜索及び救助に関し、関係機関に協力する。
- (5) 航空輸送の要請に速やかに対応できるよう、緊急輸送関係省庁、地方公共団体、関係公

共機関、関係事業者と密接に連携し、緊急輸送が適切に実施されるよう、必要な措置を講ずる。

10 第四管区海上保安本部

- (1) 船舶、臨海施設、遊泳者等に対し、地震等に関する情報の伝達及び周知を図る。
- (2) 海難の救助、排出油等の防除及び救済を必要とする場合における援助を行う。
- (3) 海上における船舶交通の安全確保を図るため、航路障害物の除去、航行警報、水路通報等の通報を行う。
- (4) 海上の安全の確保を図るため、船舶に対し避難勧告、移動命令及び危険物積載船舶・臨海施設に必要な保安措置を指示する。
- (5) 海上における治安を維持する。

11 名古屋地方気象台

- (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。
- (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。
- (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
- (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
- (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

12 東海総合通信局

- (1) 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理を行う。
- (2) 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理を行う。
- (3) 被災地区における電気通信施設、放送施設等の被害状況の調査を行う。
- (4) 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関することを行う。
- (5) 非常通信協議会の運営に関することを行う。
- (6) 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等へ衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与を行う。

13 愛知労働局

- (1) 被災労働者、被災事業主等からの賃金・解雇等労働条件一般、安全衛生、労災保険に関する相談について、迅速的確な処理に努める。
- (2) 化学設備を有する事業主に対して、危険物・有害物の漏えい等による災害防止のための監督指導等を実施し、労働者の安全衛生の確保に努める。
- (3) 災害応急工事、災害復旧工事等を行う事業主に対して監督指導等を実施し、労働者の安全衛生の確保に努める。
- (4) 被災者の医療対策について必要があると認められるときは、管轄区域内にある労災病院又は労災保険の指定病院等に対して、医師その他の職員の派遣、医薬品の提供等必要な措置を講ずるよう要請する。
- (5) 被災労働者に対する労災補償の給付事務を迅速に行う。
- (6) 災害による事業の閉鎖、事業活動の縮小等により、失業した人に対して職業相談を行うとともに、就職先の確保に努める。
- (7) 被災者に対して、必要に応じ職業相談、職業紹介等窓口を設置する。
- (8) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 25 条に基づき、雇用保険求職者給付における基本手当（賃金日額の 4.5 割～8 割に相当する額）の支給を行う。

14 中部地方整備局

- (1) 災害予防

- ア 所管施設の地震に対する安全性を確保するため、緊急性の高い箇所から計画的・重点的に耐震性の確保に努める。
- イ 地震発生後の応急復旧を円滑に進めるために災害応急復旧用資機材について備蓄等を推進する。
- ウ 防災訓練は、実践的な方法をもって実施する。
- エ 大規模災害による被災施設の復旧等をより迅速、確実、効果的に行うため、公共土木施設等の被災状況モニター制度及びボランティアによる活動で被災状況把握及び応急対策等に対する防災協力活動を行う防災エキスパート制度を活用する。
- オ 災害から港湾並びに地域住民の生命、身体及び財産を防護するため、港湾・海岸保全施設等の整備に関する計画・指導及び事業を実施する。
- カ 震災時の緊急物資並びに人員輸送用岸壁等の整備に関する計画・指導及び事業を実施する。
- キ 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定

(2) 初動対応

- ア 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。
- イ 緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を行う。

(3) 応急復旧

- ア 気象庁が地方整備局管内で震度4以上を発表した場合、自動的に職員が参集する等の災害対策体制を整え所掌業務を実施する。
- イ 災害発生後の応急対策を実施する際、防災関係機関と密接な連絡を保ち、協力を行う。
- ウ 航路啓開に関する計画に基づき、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保を実施する。
- エ 地震発生後、体制を速やかに整え、所管施設の緊急点検を実施する。
- オ 港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業を実施する。
- カ 海上の排出油災害に対し、除去等必要な措置を講ずる。
- キ 要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災ヘリコプター、災害対策用機械、油回収船、浮体式防災基地等を被災地域支援のため出動させる。

15 中部地方環境事務所

- (1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供を行う。
- (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集を行う。

16 近畿中部防衛局東海防衛支局

- (1) 所管財産の使用に関する連絡調整を行う。
- (2) 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整を行う。
- (3) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援を行う。

17 国土地理院中部地方測量部

- (1) 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。
- (2) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。
- (3) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。
- (4) 被災した地域の災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて基準点等の復旧測量、地図の修正測量等を実施する。また、公共基準点等の復旧測量、地図の修正測量等公共測量の実施にあたっては、測量法第36条の規定により、

実施計画書の技術的助言を行う。

第2 自衛隊

(1) 災害派遣の準備

- ア 防災関係資料（災害派遣に必要な情報）の収集を行う。
- イ 災害派遣計画を作成する。
- ウ 災害派遣計画に基づく訓練を実施し、本部訓練を含めた防災訓練等に積極的に参加する。

(2) 発災後の対処

- ア 即時救援活動
人命救助を最優先して救援活動を実施する。
- イ 応急救援活動
方面隊の命令に基づき、救援活動を実施する。
- ウ 方面隊による本格対処
方面隊の対処構想に基づき、被害の状況を把握しつつ、関係機関と密接に調整し、総力を結集して、効率的な救助活動を実施する。

第3 指定公共機関

1 独立行政法人国立病院機構

知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う。

2 独立行政法人水資源機構

愛知用水、豊川用水、木曾川用水、長良導水の施設（ダム、調整池、頭首工、用排水路、水門等）の機能の維持に努めるとともに、これらの施設の災害復旧を行う。

3 独立行政法人地域医療機能推進機構

知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う。

4 独立行政法人都市再生機構

- (1) 関係機関からの情報収集や密接な連携を図る。
- (2) 国等からの要請・依頼に応じて、危険度判定士や応急仮設住宅建設要員の派遣等を迅速に行うとともに、賃貸型応急住宅としてのUR賃貸住宅の貸与や応急仮設住宅の建設用地の提供を行う。

5 日本銀行

災害発生時等においては、関係行政機関と密接な連携を図りつつ、次の措置を講じる。

(1) 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節

- ア 通貨の円滑な供給の確保
- イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保
- ウ 通貨及び金融の調節

(2) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置

- ア 決済システムの安定的な運行に係る措置
- イ 資金の貸付け

(3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置

(4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

(5) 各種措置に関する広報

(6) 海外中央銀行等との連絡・調整

6 日本赤十字社

- (1) 南海トラフ地震に関連する情報の発表に伴い、救護班要員の確保、医療救護班の派遣準備を行うとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。
- (2) 避難所の設置に係る支援を行う。
- (3) 医療、助産、死体の処理（一時保存を除く。）の業務を行う。
- (4) 血液製剤の確保と供給を行う。
- (5) 日頃から備蓄してある赤十字救援物資（毛布、緊急セット等）を被災者のニーズに応じて配分する。

なお、配分にあたっては地方公共団体や防災ボランティア等の協力を得ながら行う。

- (6) 義援金等の受付及び配分を行う。

なお、配分については地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して義援金の迅速公正な配分に努める。

7 日本放送協会

- (1) 激甚な大規模災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、万全の体制を整える。
- (2) 地震防災応急対策のための動員及び準備活動を行う。
- (3) 平常時から防災知識の普及に関する報道を行う。
- (4) 大津波警報、津波警報、津波注意報、緊急地震速報（警報）、地震情報等及び被害状況等の報道を行う。
- (5) 災害時における放送送出を確保するため、放送施設の整備拡充を図る。

8 中日本高速道路株式会社

高速自動車国道、一般有料道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。

9 中部国際空港株式会社

- (1) 地震に関する情報を収集し、空港利用者に正確かつ迅速に伝達する。
- (2) 災害が発生した場合は、社員の非常招集を行い、地震災害に備える。
- (3) 災害による空港施設及び航空保安施設の被害状況を調査し、関係機関に報告する。
- (4) 災害に備え、地震防災応急対策用資機材並びに食料、飲料水及び生活用品を確保する。
- (5) 災害が発生した場合は、空港利用者の避難、傷病者の応急救護並びに要保護者の保護を実施する。
- (6) 災害が発生した場合、被災施設及び設備の早期復旧に努める。
- (7) 災害が発生した場合、航空機による緊急輸送の確保に関し必要な協力を行う。

10 東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社

- (1) 線路、ずい道、橋梁、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。
- (2) 旅客の避難、救護を実施する。
- (3) 列車の運転規制を行う。
- (4) 発災後の早期復旧を期するため、その準備体制をとる。
- (5) 災害により線路が不通となった場合は、自動車による代行輸送、連絡社線による振替輸送等を行う。
- (6) 死傷者の救護及び処置を行う。
- (7) 対策本部は、運転再開にあたり必要により抑止列車の車両の検査、乗務員の手配等を円滑に行う。

11 日本郵便株式会社

災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。

また、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別

事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

- (1) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。
 - (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。
 - (3) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。
 - (4) 被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の物を内容とするゆうパックの料金免除を実施するものとする。
 - (5) 被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。
- 12 中部電力株式会社（※1）、株式会社 JERA、関西電力株式会社（※2）、電源開発株式会社（※3）
- (1) 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合には電力施設の応急安全措置等災害予防に必要な応急対策を実施する。
 - (2) 発災後、被災状況を調査し、その早期復旧を図る。
 - (3) 他電力会社との電力緊急融通のための対策を実施する。
（※1）中部電力パワーグリッド株式会社及び中部電力ミライズ株式会社を含む。
（※2）関西電力送配電株式会社を含む。
（※3）電源開発送変電ネットワーク株式会社を含む。
- 13 東邦ガス株式会社
- (1) ガス施設の災害予防措置を講ずるとともに、地震防災応急対策に係る措置を実施する。
 - (2) 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。
- 14 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社
- 国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の輸送を行う。
- 15 西日本電信電話株式会社
- (1) 地震防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。
 - (2) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。
 - (3) 災害時における公衆通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
 - (4) 気象等警報を市町村へ連絡する。
 - (5) 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。
- 16 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
- (1) 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。
 - (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。
 - (3) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。
 - (4) 災害時における通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
 - (5) 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電話料金等の免除を行う。
- 17 KDD I 株式会社
- (1) 災害対策本部を設置し、直ちに地震防災応急対策を行う。
 - (2) 災害時における電気通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。
 - (3) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。
- 18 株式会社NTTドコモ
- (1) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。

- (2) 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- (3) 携帯電話等サービス契約約款等に基づき、災害関係携帯電話料金等の免除を行う。

19 ソフトバンク株式会社

- (1)災害時における重要通信の確保、及び被災した電気通信設備等の早期復旧を図る。
- (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。
- (3) 災害時における情報等の的確かつ迅速な収集、伝達を行う。

20 楽天モバイル株式会社

- (1) 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請を優先的に対応する。
- (3) 災害対策本部を設置し災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。

21 一般社団法人日本建設業連合会

「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書」に基づき、県からの要請に応じて出動し、県が管理する公共土木施設の応急対策を実施する。

22 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス

国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資の調達又は供給等を行う。

第4 指定地方公共機関

1 愛知県土地改良事業団体連合会

土地改良区の管理する農業用施設等の整備及び点検並びに災害復旧対策への指導及び助言について協力する。

2 愛知県尾張水害予防組合

- (1) 水防施設、資機材の整備と管理を図る。
- (2) 水防計画の策定及びその推進を図る。

3 名古屋港管理組合、各港湾施設の管理機関

港湾施設等（水門、閘門、護岸、堤防、防潮壁、貯木場等）の維持管理を行うとともに、災害予防・応急復旧のための措置を行う。

4 各ガス事業会社

- (1) ガス施設の災害予防措置を講ずる。
- (2) 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。

5 一般社団法人愛知県トラック協会

緊急輸送対策本部及び支部対策室は、関係機関からの緊急輸送要請に対応する。

6 各鉄道事業者

東海旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社に準ずる。

7 各民間放送及び新聞社

日本放送協会に準ずる。

8 公社愛知県道路公社※、名古屋高速道路公社

各地方道路公社が管理する道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。※愛知県道路公社の業務の一部は、愛知県有料道路運営等事業公共施設等運営権実施契約等に基づき、愛知道路コンセッション株式会社が行う。

- 9 公益社団法人愛知県医師会
 - (1) 医療及び助産活動に協力する。
 - (2) 防疫その他保健衛生活動に協力する。
- 10 一般社団法人愛知県歯科医師会
 - (1) 歯科保健医療活動に協力する。
 - (2) 身元確認活動に協力する。
- 11 一般社団法人愛知県薬剤師会
 - (1) 医薬品等の供給及び保管管理活動に協力する。
 - (2) 医薬品等の適正使用に関する活動に協力する。
- 12 公益社団法人愛知県看護協会
看護活動に協力する。
- 13 一般社団法人愛知県病院協会
医療及び助産活動に協力する。
- 14 一般社団法人愛知県L Pガス協会
 - (1) L Pガス設備の災害予防措置を講ずる。
 - (2) 発災後は、L Pガス設備の災害復旧をする。
- 15 一般社団法人愛知県建設業協会、一般社団法人愛知県土木研究会
「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書」に基づき、県からの要請に応じて出動し、県が管理する公共土木施設の応急対策を実施する。

- 第5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者
 - 1 産業経済団体
農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会等は、被害調査を行い、対策指導並びに必要資機材及び融資のあっせんについて協力する。
 - 2 文化、厚生、社会団体
日赤奉仕団、青年団等は、被災者の救助活動、義援金品の募集等について協力する。
 - 3 危険物施設の管理者
危険物施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力する。
 - 4 建築関係団体
一般財団法人愛知県建築住宅センター、公益社団法人愛知建築士会、公益社団法人愛知県建築士事務所協会等は、応急危険度判定の実施について協力する。
 - 5 その他重要な施設の管理者
その他重要な施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力する。

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の 処理すべき事務又は業務の大綱（原子力災害対策計画）

第1 指定地方行政機関

1 中部管区警察局

- (1) 事故の発生に係る警察庁等への通報を行う。
- (2) 広域交通規制の調整を行う。

2 東海財務局

原子力緊急事態宣言が発せられた場合の応急措置等のため必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。

3 東海農政局

農業への影響に関する情報等の収集・連絡を行う。

4 中部運輸局

輸送手段調達のあっせん、輸送確保のための連絡調整を行う。

5 第四管区海上保安本部

- (1) 情報の収集及び海上保安庁等への通報を行う。
- (2) 海上における環境放射線モニタリングへの支援を行う。
- (3) 現場海域への入域制限及び人命救助を行う。
- (4) 周辺海域の在船舶等に対する情報の周知を行う。

6 名古屋地方気象台

放射能影響の早期把握に資する防災気象情報の県への提供を行う。

7 愛知労働局

- (1) 事故等の発生に係る厚生労働省への通報を行う。
- (2) 事業者に対する労働者退避等措置の指示を行う。

8 国土地理院中部地方測量部

関係する地域の防災地理情報の県への提供を行う。

第2 自衛隊

災害派遣要請者（県知事、第四管区海上保安本部長）からの要請に基づき、防災活動を実施するとともに、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく防災活動を実施する。

なお、実施する防災活動を例示すると、概ね次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握を行う。
- (2) 緊急時モニタリングの支援を行う。
- (3) 人員及び物資の緊急輸送を行う。

第3 指定公共機関（原子力事業者を除く）

1 東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社

災害対策に必要な物資及び避難者等の人員の輸送に関し協力を行う。

2 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ、株式会社KDD I

株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社
事故発生直後の輻輳対策措置を行う。

第4 指定地方公共機関

- 1 一般社団法人愛知県トラック協会
原子力災害対策用物資の輸送に関し協力をを行う。
- 2 各鉄道事業者
東海旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社に準ずる。

第5 原子力事業者

中部電力株式会社、関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

- (1) 原子力防災体制の整備を行う。
- (2) 放射線測定設備及び原子力防災資機材等の整備を行う。
- (3) 緊急事態応急対策等の活動で使用する施設及び設備の整備、点検を行う。
- (4) 原子力防災教育を実施する。
- (5) 原子力防災訓練を実施する。
- (6) 関係機関との連携を行う。
- (7) 災害状況の把握及び県への情報伝達・報告を行う。
- (8) 応急措置を実施する。
- (9) 緊急事態応急対策を行う。
- (10) 放射性物質による汚染の除去への協力をを行う。

防災機関等 連絡先一覧

1 防災機関等

機関名	担当部署	所在地	電話 (FAX)
陸上自衛隊 第35普通科連隊	連隊本部第3科 防災警備担当	名古屋市守山区守山3丁目12-1	052-791-2191 (791-2191)
第四管区海上保安本部	警備救難部	名古屋市港区入船2丁目3-12	052-661-1611 (661-1620)
名古屋海上保安部	警備救難課 海上防災係	〃	052-661-1615 (661-5024)
国土交通省 中部地方整備局	防災グループ 防災室	名古屋市中区三の丸2-5-1	052-953-8357 (953-8362)
東海警察署	警備課	東海市横須賀町天宝新田52-1	0562-33-0110 (32-9543)
愛知県防災局	災害対策課	名古屋市中区三の丸3丁目1-2	052-954-6149 (954-6912)
愛知県知多県民事務所	県民安全防災課	半田市出口町1-36	0569-21-8111 (23-2354)
愛知県知多建設事務所	維持管理課	半田市瑞穂町2丁目2-1	0569-21-3231 (21-3232)
愛知県知多保健所	総務企画課	知多市八幡字荒古後88-2	0562-32-6211 (33-7299)
名古屋地方气象台	観測予報課	名古屋市千種区日和町2-18	052-751-0909 (752-4642)
名古屋港管理組合	総務部 危機管理室	名古屋市港区港町1丁目11	052-654-7818 (654-7967)
日本郵便㈱ 東海北郵便局	業務企画室	東海市荒尾町外山39-1	052-603-0595 (603-0950)
中部電力 パワーグリッド㈱	緑営業所	名古屋市緑区大高町字東正地71-1	052-623-5231 (623-5233)
東邦ガス㈱東海営業所	お客様センター	東海市高横須賀町町新田8	0562-32-2101 (32-7320)
西日本電信電話㈱ 名古屋支店	設備部	名古屋市中区大須4丁目9-60 (NTT 上前津ビル5階)	052-291-2225
㈱ウェザーニューズ	防災業務支援 コンテンツサービス	千葉県千葉市美浜区中瀬1-3 幕張テクノガーデン	043-274-3931 (043-274-4927)
東海商工会議所	—	東海市中央町四丁目2	0562-33-2811 (32-5366)
東海市社会福祉協議会	事務局	東海市荒尾町西廻間2-1	052-689-1605 (604-5001)
東海市消防本部	庶務課	東海市高横須賀町町新田1-1	0562-32-1178 (36-1919)